

# 国家と市民社会の現代理論 (5)

柴田 高好

## 目次

- 第一章 国家と市民社会の原型理論
- 第二章 国家と市民社会の展開理論
- 第三章 国家と市民社会の現代理論
  - 序節 アプローチの方法
  - 第一節 国家バイアスのアプローチ
    - 第一項 国家の第一次性
    - 第二項 国家と暴力(以上第二四五号)
    - 第三項 国家と民主主義(第二四七号)
  - 第二節 市民社会バイアスのアプローチ
    - 第一項 市民社会の第一次性(第二五一号)
    - 第二項 丸山眞男(第二五五号)
    - 第三項 マルクス主義(二〇世紀後半の古典的マルクス主義国家論——廣松渉のばあい(本号) ネオ・マルクス主義国家論——ニコス・プーランザスのばあい マルクス主義と市民社会バイアスのアプローチ)

- 第三節 国家と市民社会の弁証法的アプローチ
  - 第一項 折衷的アプローチ—ボブ・ジェソップ
  - 第二項 諸種の弁証法的アプローチ—スコッチポル他
  - 第三項 弁証法的アプローチ
- 結

- 第二節 市民社会バイアスのアプローチ
  - 第三項 マルクス主義
- 二〇世紀後半の古典的マルクス主義国家論——廣松渉(1933-1994)のばあい

〔序〕 「資本家階級、その政治的代表部としての政府」<sup>1)</sup>「まさしく支配階級の執行委員会、階級支配の機関」<sup>2)</sup>。廣松の国家把握の根基、原理はこれである。衆目の見る所かの『共産党宣言』(一八四八年、マルクス)における、「近代の国家権力は、ブルジョア階級全体の共同事務を処理する委員会にすぎない」<sup>3)</sup>との規定の踏襲である。新左翼の理論家と云われた廣松の国家把握とは、かかる古

典的、あまりにも古典的なマルクス主義の階級国家論であった。

だがとはいえ、二〇世紀も後半の哲学者廣松が、この単純な原理をそのままストレートに提起するはずもない。それは被媒介性つまり、そこに到る複雑な理論的装いのプロセスを経て到達したものである。たしかにその結論は始めから決っていたにちがいない。しかし問題は、その端緒にして結論に至る下向・上向の論理的回路である。以下順にこれらを見ていこう。

〔唯物史観〕 「廣松渉は、近代とはなにか、近代を超克するとはどのようなことか、を哲学的に問いつめる」<sup>4</sup>。こう熊野純彦は記す。然り、近代とその超克こそは、廣松革命哲学のアルファーにしたてオメガであった。この点、近代の揚棄を諦め、近代の宿命に耐えながら、その中で近代的市民の自由なあり方を模索した丸山眞男とは全く異なる。廣松にあるのはただ近代の超克への熱いアスピレーション、大志のみである。廣松はこの畢生の課題を、主に自らの理論哲学、具体的にはマルクス主義、唯物史観の現代的体系化の中に懸命に追究し続けて行く。全三巻からなる主著『存在と意味』(岩波書店)は、その成果に外ならぬ。だが、この主著は第一巻のみの完成、第二巻は完成せずに廣松は早逝し、第三巻は全く白紙である。その中には我々の課題たる国家論は殆んど含まれていない。しかし、国家論に関して彼はこう語っていた。「マルクス国家論の再構成というのは、わたしにとっては二十年以来の懸案」で「ずっと一貫して基本的な課題の一つなんです」<sup>5</sup>。また、「しかし何分にも素人芸でして、国家論といった次元よりはるかに前の哲学プロパーのところを低迷しております」<sup>7</sup>と謙遜しつつも、

「私自身、国家論の問題は二十何年興味を持ち続けて参ったものですし、ある意味では、私なりに、一番中心になる仕事としては結局、国家論関係に到りつくのではないかと自分では思っております」<sup>8</sup>と率直に吐露している。廣松のマルクス主義国家論への並々ならぬ思い入れが伝わってこないであろうか。仮に若し廣松に藉すに時日をもってしたならば、あるいは彼なりの纏った国家論体系を残し得たのかもしれない。だが実際に残されたものは、廣松が「他日を期しつつ」世に問うた、論文集『唯物史観と国家論』(論創社、一九八二年。後に一九八九年、青木孝平の論説を付して「講談社学術文庫」882の中に収められた)、および彼が他の諸著作の中で国家に言及した諸々の部分である。では、かかる未完にしかつ体系的とはいえない国家に関する廣松の見解を、我々は何故に敢て検討すべく採り上げたのであるか。なるほど私も一部には例えは、「廣松理論が、他の諸分野と同様に国家論の領域でも、マルクス主義理論の歴史において特筆すべき位置にあることには、おそらく異論の余地はないだろう。廣松国家論の出現によって、マルクス主義国家論は、文字どおり新段階に入ったということが出来る」<sup>9</sup>とする如き評価<sup>10</sup>の存するのはよく承知している。しかし私はむしろ冒頭に紹介した、あまりにもクラシクな階級国家観が、現代の哲学者廣松の頭脳に去来した所以を、原理的に探る必要性を痛感したからに外ならない。

ところで、前述の近代の批判的把握とその超克という廣松哲学の根本課題は、彼の国家論においても、否国家論においてこそ最も鋭く問われる問題であろう。なぜなら、革命の哲学としての廣松理論にとって、革命の直接対象たる国家をいかに把握するかは決定的な

重要性を有するはずだからである。レーニンを見よ。(ここで予め断っておかなければならないのは、近代の批判と近代の超克という廣松の二つの重要課題は、もとより相互に深く関連しており切り離せないのではあるが、本稿では主に前者つまり近代の批判的考察に的を絞り、後者の近代の超克の方は別途扱うことにする。ただし近代の超克という言葉自体を、私は使用しない。私見ではそれは歴史的にも理論的にも、天皇主権国家の軍国主義時代の戦時中に大流行した代物であって、近代の止揚とは全く異なるものだからである。その詳細は別稿に譲る)。また未完、非体系的とはいえ廣松哲学においても国家論は、ヘーゲル『法哲学要綱 (Grundlinie der Philosophie des Rechts, 1821)』——国家論——が難解なヘーゲル哲学のいわば総仕上げ(拙著『ヘーゲルの国家理論』二六二—二六三頁)たる如き位置にあるといえようか。ただしそこには大いなる相違がある。ヘーゲルでは、国家論—法哲学は経済学の上位にありこれを包摂するのに対して、廣松(および後期マルクス)のばあいには逆に経済学の下位に国家論——政治学が位置づけられる。つまりヘーゲルでは国家は人倫的理念の最高の現実態なのに、廣松理論では国家は単に経済の補助、助手にすぎないのだ。その意味では、国家に対する廣松の思い入れがしかく強く深くとも、彼の国家考察が、未完かつ断片的になったのも宜なるかなとも思われる。なぜならその信奉する唯物史観からは、そのような筋道となるであろうことは後述する通りである。いま先ばしってその一例を挙げれば廣松曰く、「著者の見解という以前に唯物史観によれば、政治が経済に對して結局自律性を有たないのは、何も近代に特有のことではない」

(廣松『唯物史観と国家論』論創社、二二二頁)と。

本題に入ろう。中心は、近代における国家と市民社会との関係、これをいかに解するかである。廣松は、市民社会と国家(廣松においては国家と市民社会ではなく、いつもつねに市民社会と国家という如く、市民社会が国家の先に来ていることに注意。これは単に偶然的なコトバの順序というのに止まらず、後述の廣松の唯物史観からの必然なのだ)。の**実体的分離**を、近代ブルジョア的イデオロギーの中核と把握し、断固としてこれを斥ける。例えば曰く、「われわれは、近代ブルジョアの市民社会——国家体制論のイデオロギー的な概念枠に自らのめりこむ愚を犯してはならない」<sup>11)</sup>「市民社会と国家体制との二重化的分離という近代ブルジョア的イデオロギーの基盤」<sup>12)</sup>「市民社会と国家体制との**実体的二元化の図式**」<sup>13)</sup>「政治を**経済から実体的に**(つまり *ens per sui* として)分離して扱うということ」<sup>14)</sup>と。もう少し引用しておこう。「市民社会と国家体制とは**実体的に別々のものであるのか?** なるほど産業資本主義自由主義の時代には、商品経済の自立性と称される事態が現出し、それを投影して、市民社会と国家体制とを**実体的に分離**してしまうイデオロギーが登場した。そしてこれが十九世紀このかたのブルジョア国家論の大枠を規定している。しかしです。国家という形への市民社会の総括、幻想的共同体としての国家というマルクス・エンゲルスの捉え方においては、どうでありましょうか? 幻想的共同性を支える基盤として、市民社会的オーダーと国家体制のオーダーとを**実体的に**截断しえないということ、両者の概念上の区別は可能であり、また、ある文脈ではもちろんそれが必要でありますけれども、

実体的に別々のものとしてしまうのはそれこそ自由主義的ブルジョアジーのイデオロギーに捲き込まれる所以になります<sup>15)</sup>。「市民社会レベルと国家体制レベルとを実体的に分離することは、理論的にも実践的にも、ナンセンス<sup>16)</sup>」「市民社会と国家体制との実体的な分断が不可能だという当然の事実<sup>17)</sup>」等々。

見られるように廣松は、しきりに市民社会と国家との実体的分離論は、自由主義的ブルジョア・イデオロギーだと難じている。難ずるのは自由だが、しかしその学的根拠の明示は予想に反して極めて薄い。近代の国家理論において実体的分離と廣松が非難する当のものが、一体何であるのかがよく分らないのである。がその検討の前にもう一つ用語の問題がある。廣松は上述の文中「実体的に分離」「実体的分断」「実体的に別々のもの」のほかに「二重化的分離」また「実体的二元化」とも記している。「実体的」は共通だが、その下につく言語は「分離」「分断」「別々」「二重化」「二元化」等と様々な表現が用いられ、しかもすべて同一の意味内容を与えられている。しかし、これらの言語はいずれもそれぞれ固有の意味を有している、学的概念の使用に殊更人一倍敏感、厳格たるべき哲学において、かかる曖昧な使用法は如何なるものであろうか。そのことは単に形式的な用語上の問題に止まらず、深く内容そのものにかかわっている。

さてそれでは実体的分離とは一体何を指すのか。分離するものは国家および市民社会以外ではないのだが、この二つが実体的に分離しているとは国家論的にはどうということなのだろうか。実体的なる概念自体について廣松は次のように解説している。「『実体』なるもの

は、わけても第一実体の場合にその間の事情がはつきりしますけれども、エンス・ペル・スイ(ens per sui)、それ自身で独立自存するもの、そのような存在にほかなりません。なるほど、実体は他の実体と関係をもつことはあっても、関係なるものは実体そのものにとつては偶然的であり、実体は自存者であるものと了解され、これが形而上学的世界像の基礎をなしてきた次第であります<sup>18)</sup>」「実体的存在と思念されているもの、つまり、独立自存し、自足的にそれ自身で存在すると思念されているものも、眞実には、他者との相互関係の相においてのみはじめてそれとして存在するのであり、関係規定を超越する実体なるものは存在しないということ、これが現実世界における一般的な事実です<sup>19)</sup>」と。けだし実体の第一次性を排して関係の第一次性を強調、力説する廣松哲学の本領であろう。だが近代の国家論において、国家と市民社会とが、果してこのようにそれぞれ別々に独立自存的存在として実体化され、単に偶然的にのみ関係づけられているのであろうか。

近代自由主義国家論の一つの典型たるカントの国家論についてそれはどうか。有名な物自体と現象、ア・プリアリとア・ポステリオリとの対立からなるカントの方法二元論。なるほどそこでは近代法治国家の形相、理想としてのア・プリアリの国家と近代権力国家のきびしい現実を描いたア・ポステリオリの国家とは、截然、分断、区別されてはいる。しかしこれは実体的分離であろうか、そのようにも見える。カントはこの両者をなんとか地上で和解、折衝せしめんと努めたが、結局天上の神の世界にその実現を求めざるを得なかった。実は、カントのこのア・プリアリの法治国家とア・ポステリ

オリの権力国家とは、近代国家における「正義と権力との、法と独裁との、自由と奴隷との弁証法的統一、その矛盾的二重性の全体において把握されねばならないのであって、そのいずれか一つの部分だけを切りとって全体を推量することは誤り」<sup>20)</sup>なのである。ただヨーロッパの後進国ドイツの哲学者としてカントは、進んだイギリス、フランスの近代国家の現実、かかる抽象的な哲学理論の上で追いつこうとし、ア・プリオリとア・ポステリオリの方形二元論という形で近代自由主義国家の二重性という内的論理の秘密に迫り得たのだと云えよう。そこに実体的分離は見られないのである。では更にア・プリオリとア・ポステリオリそれぞれが国家の内部にあっては、国家と市民社会との関係はどうであろうか。先ずア・プリオリの国家。これは明確に市民社会バイアスのアプローチに貫かれている。すなわちここでは「他人の権利を侵害しない限り、他からの意志および国家権力からの一切の干渉を排した、各人の私的自由、その幸福と福祉の追求の権利」<sup>21)</sup>が謳歌されている。そしてこの自由主義的権利を保障する立法権が主権（統治権）であって、この主権は元首（執行権）の「権力を剥奪し、元首を罷免し、あるいは元首の行政を改革する」<sup>22)</sup>ことが出来る。市民社会が国家に優先しているが、しかしこの両者が実体的に分離しているわけではない。次にア・ポステリオリの国家はどうか。ここでは逆に明らかに国家バイアスのアプローチに貫かれている。すなわち、そこには一切の法的支配の外に立つ超法的な君主の独裁的権力が認められている<sup>23)</sup>。対して人民は公的事項に関して啓蒙されない未成育状態、つまり己れの悟性の独自の使用がならん許されず、つねに他人の指導を待た

ねばならない無能力状態に止めおかれる<sup>24)</sup>。ただ僅かに、理性の私的使用ならぬ公的使用が万人に認められてはいる。しかし万人にはいえそれは、実際は自説を著書、論文の形で発表できる一握りの学者、哲学者の自由であって、一般にはほとんど縁のない代物である。しかもその学者としての公的自由にしても、国家への基本的忠誠を支えられ、決して国家に敵対するものであってはならない、ときている<sup>25)</sup>。それは市民社会に対する国家の優越そのものである。そうではあるがしかしここでも、両者が実体的に分離しているとは云えない。いかな強大な君主権力といえども、市民社会の側における一遍の自由なくしては近代国家は存続しえないからである。

廣松もカントの国家論を論じている。曰く、「カントが国家を論ずる場面では、人間を単なる叡智的存在者としてではなく、現象界に属する經驗的存在者として扱っていることを無視する者ではない。……しかし、現象体と叡智体とは、二世界的に別々に存在するのではなくして、根底的には同一者なのであり、まさしく叡智体としての人間の世界に基づけられることによってはじめて、彼の道徳法則ひいては法的正義の原則が存立しうるのだという事情、これはあくまで銘記されねばならない」（廣松『唯物史観と国家論』一九八頁）と。これは一応はカントにおけるア・プリオリの国家とア・ポステリオリの国家との区別を認めながらも、ア・プリオリの国家の優越の上に両者の同一性を説くものである。しかし廣松はカント国家論の厳格な方法二元論には沿っていない。例えば主権についても、主権が立法権に帰するア・プリオリの国家と、主権を最高権力者に帰するア・ポステリオリの国家との相違がのっぺらぼうで全

く見えなくなってしまう(全、一九九—二〇三頁)。そしてこう結論づける。「カントは、ルソーを真似て契約を云々し、また、三権分立を云々するなど、一見進取的な議論をしているけれども、その内容においては——啓蒙主義的な絶対君主主義の待望——とりわけ実践的には、現状肯定主義をいくばくも出ぬ域にとどまっていた、と評されねばなるまい。……実質的には空理空論——といって酷であれば——実践的にはおよそ旧体制にとつて無害な“理論”の域を出ない」(全、二〇三頁)と酷評している。しかし廣松のこの評は、カントのア・ポステリオリの権力国家にはそれなりに妥当する面もあるかもしれぬが、ア・プリオリの法治国家面には全く無関係である。これでは近代自由主義国家理論の典型たるカントの顔も丸つぶれであろう。廣松の先述した如き叡智体の優越性は一体どこに消えてしまったのであろうか。

次に丸山眞男のばあいはどうか。前項で考察した如く、国家権力の絶対性と不可譲の基本的人權・自由との宿命的二元論、これが丸山の近代国家論の根底にあった。そして丸山は、国家と市民社会との分裂、乖離を前提に、市民社会的自由の方に重点を置く。とはいえ、彼は国家の存在も充分に認めていた。そこに実体的分離はみられない。そもそも二元性 dualism, Dualismus と二重性 duplication, Duplikation とは異なるが、しかしまた混同されやすい。なぜか。二重性は換言すれば弁証法性であり、それは矛盾し対立する二つのものの間の統一、相互依存性を意味する。これに対して三元性では、両者の分離と統一とが論理的に整合されず現象的にバラバラに把握されている。というよりも、二元性と二重性とは、二つのものの対

立と統一の即自的把握と対自的把握という関係に在る。つまり二重性は二元性の高次の止揚に外ならない。それにおける近代国家の絶対主権と自由人權との即自的二元論も、対自的には国家と市民社会の二重性の国家内反映としての、国家主権と自由人權との二重性、弁証法的存在なのであり、決して実体的分離などではない。またアーネスト・バーカーにおける国家と市民社会の二元論は、分離よりはメダルの裏表の如き統一面に重きがおかれ、そこにも実体的分離はみられない。

ちなみに国家と市民社会の関係ではないが、丸山は権力一般について、一方で「権力というのはすぐれて函教概念である。権力は他の権力との関係、および権力行使の対象となる人間の価値意識と行動様式の変化に応じて変動する。権力関係の時空的な相対性をわすれて、これを実体的に固定化する誤謬はきわめて一般的である。」と、権力の実体概念をはっきり誤謬と斥けている。同時に他方で、「しかし権力関係が実体的に表象される傾向にも理由がないわけではない。それは権力が主として集団現象として現われ、多少ともその動きが溝条化 canalicule され、『制度』として凝固する。……ここに組織された権力関係が誕生する」と、権力のそれなりの実体面を認める。このように丸山は権力の関係性の第一次性の立場に立ちつつも実体性をも否定していない。むしろこの二つのいずれも一方的に排することをせず、時に応じて双方の長所と短所とに醒めた認識をもって対処するプラグマチズム的な機能主義を説いている。とまれ丸山に権力の一方的な実体化の無いことだけは明白であろう。

ところであらうことか、当の廣松自身が、その著書のある一箇所  
で次のように言っているのである。すなわち「近代以前における国  
家社会の編成基盤になっていたもの、それは血縁共同体であれ、地  
縁共同体であれ、当の単位共同体は、第一次的に生産の場における  
共同体であり、それが同時に、政治的秩序の細胞的な単位をなして  
いた。これに対して、近代ブルジョア社会においては、生産の場での  
資本制的企業の秩序と、政治的編成の秩序とが分離されている。  
それも単に論理の上での概念的区別ではなく、いふなれば**実体的な  
区別**（ゴチー柴田）であり、生産の場と政治的編成の場とは一応の  
ところ空間的にも分離されております」と。みられるように前近  
代に比して、近代における市民社会と国家との**実質的な区別・分離**  
の存在が、はっきりと述べられている。これまで眞向から否定して  
きたものが、ここでは逆に肯定的に表現されているのだ。一体これ  
はどういうことなのか。思わず口が滑ったか。しかしミス・プリで  
はないであろう。廣松にしかかかることがありうるのか。いささか  
言葉もない。でも廣松のいう所にもう少し耳を傾けてみよう。そ  
のすぐ後で彼はこう言っている。「企業体における生産の場の秩序  
が崩壊するとき、果して資本制社会の国家的『秩序』はどうなるで  
あろうか。概念のうえでは、それが市民社会レベルでの秩序の崩壊  
であると称して、それを以って国家体制のレベルでの秩序の崩壊で  
はないということもできるかもしれせん。しかし、この場面では、  
市民社会レベルと国家体制レベルとを**実体的に分離**することは、理  
論的にも実践的にも、ナンセンスになってしまわないか、思い半ば  
にすぎようというものであります。……私がさしあたり申している

のは、市民社会と国家体制との**実体的な分断**が不可能だという当然  
の事実<sup>29</sup>に立脚しつつ、企業体における秩序なるものを国家的支配の  
存在構造のなかでどう位置づけるのかということ、マルクス・エン  
ゲルスのいう *Soziale Macht* および *Autorität* の問題<sup>30</sup>、ここに一つ  
の課題があるということであります。そして附言するならば、国家  
の死滅ということを現実的に展望するような革命論にとっては、大  
いに勘案すべき問題がここに存するはずだということ、このことま  
では申しておくことができましょう」と。

この文章では、国家と市民社会との**実質的な分離**は不可能であり  
ナンセンスとの持論が繰り返されている。ただそこで挙げられてい  
るケースは、あまりよく分らないのだがどうも主に革命時における  
問題だと思われる。つまり、市民社会の中核に存する生産の場たる  
企業体の革命的崩壊に際しては**国家秩序もそのままでは済まない**、  
それも必ず崩壊するに違いないという、いわば同時崩壊ないし一蓮  
托生的な意味合で、国家と市民社会の**実質的分離**は不可能と否定さ  
れているようである。では革命時ではなく通常時のばあいはどうな  
のか。そこではまえに引用した文章にあるような**実質的な分離**が存  
在するのであろうか。とすれば平時における**実質的分離**の肯定と革  
命時におけるその否定とはどう関係するのであろうか。全く分ら  
ない。ただ私が推察するに、廣松は国家と市民社会の「**相対的な分離**」  
自体は認める、ただしそれは決して**実体的分離**ではない、**実体的分  
離論**はやはり自由主義的ブルジョア・イデオロギーだと考えている  
のだらう。しかし自由主義的近代国家論のどこに、国家と市民社会  
との**実質的分離論**があったであらうか。上述の如く否である。

かかる廣松の立論の根底には、その信奉する唯物史観が厳存する。次にその概略、骨子を見ておこう。曰く、「いわゆる『市民社会』と『政治的国家』との関係は、唯物史観においては、……さしあたり『土台』と『上部構造』(の一部)との関係として捉え返される。まさしく、この捉え返しが、マルクス主義的な国家観の構制を劃するものである。ここにおいては、ブルジョア的國家論において常套になっているとき『市民社会—政治国家』という構制そのものが止揚されている」と。このように廣松は唯物史観に基づく(土台・上部構造)論を、疑う余地もなく明らかに「マルクス主義國家論の「構制を劃す」もの、すなわちそれによって國家論に「今まで考えられなかった新しい世界が展開する」ものと称揚する。さらにそれが「市民社会—国家」というこれまでのブルジョア國家論も止揚するのだと云う。ここに土台・上部構造論とは、いうまでもなく『経済学批判』序言(一八五八年)の最初にある、後期マルクスのあまりにも有名ないわゆる唯物史観公式に外ならない。マルクスはこう言っている。「私にとって明らかとなった、そしてひとたび自分のものになってからは私の研究にとって導きの糸として役だった一般的な結論は、簡単にいえば次のように定式化することができる。人間は、彼らの生活の社会的生産において、一定の、必然的な、彼らの意志から独立した諸関係に、すなわち、彼らの物質的生産諸力の一定の發展段階に対応する生産諸関係にはいる。これらの生産諸関係の総体は、社会の経済的構造を形成する。これの實在的土台(ゴチー柴田)であり、その上に一つの法律的および政治的上部構造(ゴチー柴田)がそびえ立ち、そしてそれに一定の社会的諸意識

形態が対応する。物質的生活の生産様式が、社会的、政治的および精神的な生活過程一般を制約する」と。

だが土台Ⅱ市民社会が、上部構造Ⅱ国家を一方的に規定するとするこの規定・被規定の原理的把握には、国家と市民社会との矛盾・対立と相互規定・相互依存のダイナミックな弁証法性よりも、経済的土台をいけば実体化するかの如き非弁証法的な匂いが漂ってこないであろうか。私にはどうもそのように思われてならない(さしあたり拙著『マルクス國家論入門』一六—一八頁参照)。なるほど廣松も、下部構造に対する上部構造の反作用および国家と市民社会との相互作用 Wechselwirkung を認め、これを弁証法と称してはいる。例えば「上部構造の下部構造に対する『反作用』という論点は……晩年のエンゲルスの“妥協的修正”であると評されている。しかし、エンゲルスも言うとおり、……マルクス・エンゲルスは、前々から上部構造の反作用を詳しく論考しているし、『ドイツ・イデオロギー』でも相互作用を議論している。……弁証法的に発想するマルクス・エンゲルスが、下部構造を以て一方的な原因とみた筈のないことは、……『反デューリング』で明確に打ち出されている提題からも諒解することができる」等々、引用はさらに可能だが止めておく。ここで廣松がマルクス・エンゲルスといってもエンゲルスを前面に出しているのが注目されるのだが、廣松のマルクス主義がエンゲルスのマルクス主義と見られることは後に触れるであろう。それよりも廣松において、たしかに相互作用は認められても、にもかかわらず依然下部構造の規定性は第一なのである。彼は言う。「結局のところ、マルクスの規定した意味での『下部構



造』の基軸性をわれわれは見出す。因みに、いかに Wechselwirkung の総体であるとはいっても、末梢血管や、場合によっては手足の一本や二本が損壊しても生体は維持されるのに対して、心臓が損傷されれば全体が崩壊するが、歴史的、社会的な「生体」においても事情はアナログスである。けだし、単に総体的な相互作用とか、上部構造と下部構造との相互作用と言っただけでは済ませるわけにはいかない所以である。下部構造の起動性に着眼し、この視点から人間の営為、人間の問主観的協働を捉え返す」と。「下部構造の基軸性」「下部構造の起動性」、つまり下部構造こそは生体における心臓に類似し匹敵する決定因そのものなのだ。国家等々の上部構造は、せいぜいその上で相対的な反作用や相互作用に終始するに過ぎない。だがどうしてこれが廣松の説く如き国家と市民社会のブルジョアの二元論の止揚なのであろうか。

ところで廣松は国家論への若きマルクスの強い関心について、「一八四〇年代中葉のマルクスが、次第に市民社会の解剖学＝経済学の方に重点を移行させていったにせよ、国家論に関する一貫した課題意識を懐いていたことはまずもって間違いないところである<sup>(37)</sup>」と書いている。事実それは、一八四五年二月一日、マルクスが、パリ滞在中のダルムシュタットの出版業者C・W・レスケとの間に、二巻からなる著書『政治学批判と経済学批判』(Kritik der Politik und Nationalökonomie) 出版のための正式契約書を交換したことに象徴されている。この時点でのマルクスによるルソー『社会契約論』に即してのノート(いわゆる『ルソー・ノート』)は、廣松によれば『ヘーゲル国法論批判』(一八四三年七月―八月)よ

りもあと、『ユダヤ人問題によせて』(一八四三年秋)よりもまえに書かれたとされる。この『ルソー・ノート』に寄せて」との副題のある廣松の紹介文の狙いは、「ルソー・マルクスの直接的な影響関係を過度に云為する一部論者たちの思念を衝く含み<sup>(40)</sup>」をもったものであって、それ自体について私は今コメントすることはしない。むしろ私が関心を持つのは、廣松がその文中でマルクスの『ヘーゲル国法論批判』に関して次のように云っている点である。「マルクスが謂うには、市民社会と政治的国家との分離ということが近代国家では現実に生じたのにもなつて、人間諸個人もまた二重的な存在に分裂する。すなわち、市民社会の成員たる限りでの人間である『私人』Privatmenschと、政治的国家の成員たる限りでの人間である『公人』Öffentlicher Menschとへの分裂がそれにはかならない。この時点におけるマルクスは、市民社会の階級的分裂ではなく、各個人の一人一人が市民 Bürger と公民 Staatsbürger との二重的人格に分裂しているということ、そして市民社会と国家との分離と相即するこの主体的分裂こそが、近代の社会・国家における基本的な矛盾であると考えている<sup>(41)</sup>」と、いみじくも廣松はこう云っているのだ。更に云う。「公民」と『私民』への二重化的分裂」「公民」と『私民』との対立性と統一性の構図」「公民」と『私民』の弁証法的矛盾と統一」「弁証法的矛盾とその止揚としての『人間的解放』というシエーマ<sup>(42)</sup>」等々と。まさに、この国家と市民社会との二重的分裂およびそれに相即する私人と公民とへの人間の分裂こそが近代的矛盾の中核なのだ。またそのことが若きマルクスに学んだ、私自身の立脚点に外ならないのは繰り返すまでもない。だが、マルク

スは「やがて唯物史観に立脚した国家論・社会論にもとづき、プロレタリア独裁国家の必須性とそれを過程的媒介としての“国家そのものの死滅を定式化するに及ぶ”<sup>(43)</sup>と廣松は書く。いわゆる初期マルクスから中期・後期マルクスへの移行である。マルクスのこの移行については諸説がある。就中『ドイツ・イデオロギー』を境とした初期マルクスと後期マルクスとの断絶を説く断続説——アルチュセール——が際立っている。廣松も亦疎外論から物象化論へのマルクスの変化を最重要視する。しかし直接的には国家論よりは哲学畑のテーマたるこの問題に深入りはしないでおく。

ただ借問したいのは、唯物史観に転ずるまでの初期青年マルクスも、国家と市民社会の「実質的分断」という廣松の所謂ブルジョア・イデオロギーの愚を犯していたのであろうか、という一事である。『聖家族』(一八四四年八月末—十一月執筆、四五年二月末出版)で、「近代国家による人権の承認は、古代国家による奴隷制の承認となんらちがった意味はもたない。つまり古代国家が奴隷制をその自然的土台としたのとまさにおなじように、近代国家が自然的土台としたのは、市民社会、ならびに市民社会の人間、すなわち、私利私害と無意識の自然必然性というきずなによって人間と結ばれているにすぎない独立の人間、営利活動と彼自身ならびに他人の私利的欲望の奴隷である。近代国家は、そのようなものとしてののみずからのこの自然的土台を普遍的人権のかたちで承認した。しかし国家がこれをつくりだしたのではない。それ〔近代国家〕は、それ自身の発展をつうじて古い政治的きずなをこえてかりたてられた市民社会の産物であったのだが、こんどは、それ〔近代国家〕は、人権の宣

言によって自分の出生の場所と基礎を承認した」(マルクス・エンゲルス全集、大月書店、第二卷一—一六頁)と、マルクスも近代国家は市民社会の産物也と唯物史観に近い発想としてはいるものの、同時に続いて直ちに、国家と市民社会の「両者は、対立しているだけ、それとおなじだけ、たがいに制約しあっている So sehr sich beide entgegengesetzt sind, so sehr bedingen sie sich wechselseitig」(全上二二二頁)と相互の対立とおなじだけの制約という弁証法を明言していた。更にはほぼ同時期にマルクスの書きたいわゆる『国家論ノート』(一八四四年一月)——前記レスケと契約した後、解約された例の二巻本のうちの『政治学批判』のための十一項目からなる草稿と目されるもの——、の最初の第一項目が「市民的制度と国家制度へのすべての要素の二重化」、最後の第十一項目が「選挙権、国家と市民社会との揚棄 (die Aufhebung des Staats und der bürgerlichen Gesellschaft) のための闘争」と、国家と市民社会の二重構造およびその止揚という、初期マルクスの基本構想が示されている(拙著『マルクス国家論入門』五九—六二頁、拙著『ヘーゲルの国家理論』二七八頁参照)のである。未だにあまり世に知られる若きマルクスの認識だが、これも廣松によればマルクスにおけるブルジョア的イデオロギーなのであろうか。しかし、マルクス自身においてもこの弁証法性はやがて傍流とされ、代って唯物史観が主流中の主流を占めていくこととなる。

ここで最も注目すべき事は、このマルクスの変化に対するエンゲルスの大なる影響である。これについて廣松は次の如くに累説している。その若干を示そう。「結論の一端を先取りしていえば、われ

われは通説とは反対に、『唯物史観およびそれと相即する共産主義理論の確立に際して第一ヴァイオリンをひいた』のは、合奏の初期に關する限り(傍点―原文)、むしろエンゲルスであることを確認せざるをえない」廣松が初期に關する限りではと傍点を付して断つているのは、主として後期マルクスの作『資本論』(一八六七年)――経済学批判――がその念頭にあるためである。こう云っている。

「マルクス主義がマルクス主義として確立するためには『資本論』を待たねばならない。しかし、経済学から一応切離して論じうる限りでは、共産主義理論ならびに唯物史観は、この『共産党宣言』の時期までにはほぼ確立されていたということができよう。その際、経済学研究の先鞭をつけたという点は措くとして、共産主義理論と唯物史観とのいずれの方面においても、エンゲルスの方が先行しかつ主導した(傍点―柴田)ということをわれわれは認めなければならぬように思う」<sup>45)</sup>。唯物史観におけるエンゲルスの先行および主導説である。また曰く、「エンゲルスの打出した思想が、というより四四年を通じてエンゲルスの向ってきた方向が、やがて兩人の共通の路線となっていく」<sup>46)</sup>「ありていに云えば、マルクスの方がいかに甚しく立後れていたか、また唯物史観は主として専らエンゲルス創見によるものであつてマルクスはむしろエンゲルスに学んだのだということ(傍点―柴田)、これが判る」<sup>47)</sup>。更に云う。「従来の研究者たちは、『唯物史観誕生の書』と俗称される『ドイツ・イデオロギー』の中核部、すなわち『第一篇、フオイエルバッハ、唯物論的な観方と観念論的な観方との対立』がエンゲルスの執筆になることを無視してきた」<sup>48)</sup>「エンゲルスのオリジナリティとこの時点における

イニシャチーフには疑問の余地がありえない。……第一ヴァイオリンを弾いたのがエンゲルスであることには疑を容れるに難い筈である」<sup>49)</sup>もう一つ。「われわれはすでに前章で、エバーフェルトにおける『講演』や『英国における労働者階級の状態』を紹介した際、エンゲルスが社会経済の視座からアプローチする姿勢をいよいよ始めたこと、しかも、マンチエスター時代にはそれに披せていた「哲学的糖衣」をもちや用いなくなってきたことを確認しておいた。彼は国家や貨幣を疎外論を以て論ずるヘス流の議論を採ることなく、また……『現存の経済的諸関係および国民経済学の諸原理から』社会革命が迫ってくることを『論証』し、共産主義を『その経済的必然性』にむいて権利づけたのであった」<sup>50)</sup>。最後にとどめ、「後年のマルクスがいわゆる“唯物史観の公式”として定式化した諸論点が、いずれもほぼ完全な形でエンゲルスのウアテクスト(『ドイツ・イデオロギー』の「エンゲルスのこと―柴田)のうちに現われている」<sup>51)</sup>と。見られるように、エンゲルス、エンゲルスである。ここはまさに廣松の創見かつ独壇場という外はない。私も廣松のこのエンゲルス主導説、エンゲルスのオリジナリティ、エンゲルスのイニシァチーフを認める。私が廣松のを、エンゲルスのマルクス主義と前述した所以である。だがしかし、私の認めるのはその限りであつて、エンゲルスの唯物史観そのものではないこと、むしろ廣松とは異りそれに批判的なこと、を急ぎ断っておきかねばならぬ。

マルクスが一八四五年二月に『政治学批判と経済学批判』と題する二巻本の正式の出版契約を結んだことは前に述べた。しかし丁度二年後この契約は解除されてしまう。当時マルクスとエンゲルスの

共同著作『ドイツ・イデオロギー』の仕事に忙殺されて二巻本の執筆が遅延したのを口実に、ドイツ官憲からのプレッシャーの前に出版業者レスケが出版を断念したといわれる。<sup>53</sup>しかしこの二巻本のうち経済学批判は後の『資本論—経済学批判』として結実したのに反して、政治学批判の方は遂にマルクスによって未完のままに終っている。その根因はエンゲルス主導の唯物史観に存ると私は見るのだが、そもそも二巻本出版中止の契機となったマルクスの執筆遅延の一因が、マルクスが国家と市民社会の二重構造的把握から、エンゲルスの強い影響下に市民社会重視の唯物史観に移行する理論的苦闘の過程にあったからではないかと思われる。廣松もこう書いている。「われわれの見るところでは、ウァテクストの思想内容はエンゲルスのヘゲモニーによるものであり、またそれがマルクスにレスケと約束した『政治ならびに国民経済学の批判』の中断を余儀なくさせる一因となったほどの思想的衝撃を与えたこと、これもほぼ間違いない事実である」と。「一因となったほどの思想的衝撃を与えた」とあるが、衝撃すなわち突・然の激しい打撃がマルクスを襲ったとすれば、それは一因というべくむしろ根因に近いのではないのか、廣松も恐らくそう言いたいのであろうと推察する。エンゲルスはまた、一八八三年のマルクスの死以降、『資本論』の残りの部分の仕上げに多く意を注いだ反面、『ヘーゲル国法論批判』（一八四三年）や『ヘーゲル法哲学批判・序文』（一八四三—一八四四年）という初期マルクスの重要文献については、これらはその意味の大部分を失ったと主張、後者のフランス語訳の計画をも妨害したと謂われる。<sup>56</sup>だがかかるエンゲルスの基本的な姿勢は、初期から中

期・後期にかけてほとんど一貫していたのであろう。

〔政治・経済学批判〕 先述のように一八四五年レスケと出版契約を結び二年後に解約された二巻本のうち、経済学批判は後に『資本論』として一応学的に体系化されたのに反して、政治学批判の方は中断され、未完のまま幻の著作に終ってしまった。初期マルクスのこの未完の政治学批判の構想を、いかに現代的に継承、発展せしめるべきか、が今日我々に問われていると、以前から私は主張し執筆もしてきた。しかし廣松は、私のように政治学批判および経済学批判として、両者を区別しかつ並存せしめることに批判的つまり反対なのである。こう云っている。「私としては、『資本論』が単なる経済学だとは思いませんし、彼の本来的な構案では、経済学批判で完結するのではなく、まさに一八四五年にレスケと出版契約を結んだ時の題名であり、『経済（学）ならびに政治（学）一般の批判』体系が志向されていたと思うのです。それは二部門の並存ではない」と。要は二巻本の形をとってはいるものの実際は一部門であり、それこそがマルクス本来の〈政治・経済学批判〉だと廣松は考えるのだ。従って経済学に関しても廣松は問う。「マルクス主義の学問上、ないしは、理論体系上、『経済学』なるものが成立するのかどうか」と。廣松の答えは否である。なるほど「アカデミズムの分科との関係上、マルクス主義経済学と呼ばれるものが存在することは一つの事実問題である」。<sup>58</sup>けれども、マルクスのばあいは単なる経済学ではなく、経済学批判、正確には政治経済学批判なのであるという。「マルクスの『政治経済（学）批判』体系が、学説史上、第一級の理論経済学としての意義を有つことは確かであっても、マルクス本

人は講壇コウダン科学流カクガクの経済学を説述しようと図ったのではなかった<sup>85)</sup>。まずなによりも「それは資本主義経済体制の原理的批判の書として、資本主義の実践的揚棄に理論的基礎づけを与える革命指南の書である」と。今それらは措こう。廣松は、政治経済学 Politische Ökonomieとは、政治とはつけているものそれは古代のオイコーミケー（家政学）と區別された近代国民経済学 Nationalökonomie、今日の「経済学」のことだと周知の断りを入れた上で、マルクス自身の「ブルジョア経済学の体系的批判的叙述、それは同時に、体制の叙述でもあり、また叙述による体制の批判でもある」という言葉をとつこに取って、「ポリテイツシェ・エコノミーと謂うのは『経済学』と『経済体制』との二義性を含意すると言うべきであろう。ただし、『政治経済（学）』と標記する所以である」とする。しかしこれはいささか強弁に過ぎよう。経済体制はあくまで経済のシステムであつて、政治のシステムではない。それなのにマルクスが体制と云っているからといって、経済体制の中に政治体制までも含むと廣松は解して、政治経済学批判を経済学批判プラス政治（学）批判にまで拡大しようというのである。

更に廣松のばあいこれに『資本論』に関する例のプラン問題がからんでくる。ここでプラン問題に詳しくかわかることはしないが、経済学と国家論との関係についてのマルクスの構想は、私見によれば三度の変更を閲している。すなわち、「第一段階（一八四〇年代）では、政治学批判と経済学批判、第二段階では、一八五〇年代は経済学批判の中の一部としての国家論、一八六〇年代以降は、『資本論——経済学批判と国家論という所である。だが、もとよりマルク

スは、この第二段階においても、体系的な国家論を後世に残す作業には全く及びえなかった。『資本論』ですらその第二巻、第三巻はマルクスの死後エンゲルスによつてはじめて刊行されたのである。まして国家論においておや<sup>86)</sup>。廣松は、このうちの第二段階すなわち『経済学批判』の『序言』（一八五九年）でマルクスが、資本、土地所有、賃労働、国家、外国貿易、世界市場と全六部のうちの第四部に国家論を含めているのに留意する。廣松もマルクスによるプラン変更の可能性を認めないわけではないが、結局「著者（廣松のこと―柴田）としては、マルクスの『経済学批判』の体系には「国家論」や国際貿易論を事の原理上含んではならないと判断するに至つたのだとは思わない」と、あまり歯切れの良くない推論に終っている。ここで「事の原理上」とあるのは、経済的・下部構造が政治的・上部構造を究極的に規定するとする唯物史観公式以外ではない。以上、廣松によれば、マルクスの経済学批判は単に経済学に止まらず国家論をも含有する政治経済学批判となるのである。ところがその廣松がこうも云っているのだ。「マルクスの『政治経済（学）批判』体系は——そこにはアカデミズム経済学として参酌せざるをえない経済学的諸命題が数多く定位されているにせよ——、総じては、いわゆる“近代的市民社会”像の擬制性、イデオロギー性をそれこそ『政治経済（学）』的に批判する独特の体系にはかならないのである<sup>84)</sup>」と。廣松は市民社会についての概念規定を遺憾ながら殆んど全くしていないと思われる。ごく僅かに「市民社会（正しくは経済過程<sup>85)</sup>）」としてのみか。しかしもしそうだとすれば、上述の文からは政治経済学体系はそれこそ市民社会の解剖学とはなつても、政治的・国

家の解剖にはならない、つまり国家論を含むものではなくてしまふ。一体廣松の政治経済学体系は、市民社会と政治的国家をとものに含むものなのか、それとも市民社会のみの学的体系なのか。

ただししかしそれに関連して廣松が対談で次のように語っているのを我々はどう解すべきか。少し長くはなるが、その引用を許された。「意のあるところがわかっていただけるかと思ひますのであえて申し上げますと、私は柴田先生よりも或る意味ではウルトラかも知れません。一昔前だったら、柴田先生のように『資本論』と並ぶ形で政治学を立てようとしようものなら、教条主義的なマルクス主義者たちから、それはけしからんと怒られたと思うんですね。私としては、しかし、単に経済学と政治学との並存といった相ではなく、社会諸科学の総括形態というより、社会的諸事象を総合的統括的に体系化する学を考えたいわけです。それは総合的社会学と呼んでもいいかもしれませんけれど、私はむしろそれを『国家論』と名づけたいのです。この場合には『国家』という言葉の意味が変るといふより、拡張されることになるかもしれません……。それはマルクス、エンゲルスが社会の国家という形態における総括と言っているさいの、総括態としての国家なんですね。そういう総括態としての「国家」の学は、一方では単なる唯物史観と次元を異にすると同時に、他方では、旧来のデシップリンのような経済学とか政治学とかいったものとも次元が違う。それじゃ、旧来の経済学・政治学・社会学を並列的に統括したものかといえはもちろんそうではない。強いて言えば、それらをシヒト(層)として含むということになるかもしれませんが、アウフヘーベンした形になる。

私のいう「国家論」の場合、どこが「端初」になるか、旧来の部門分類でいえば、どの学に近いものがベーシックな位置を占めるか、この点を考えるとき、旧来の呼び方での経済学と政治学とが並列的にネーベンの関係にはなりません。私に言わせれば、市民社会と政治国家との分離といったことは、近代ヨーロッパ資本主義の一面において、そういう見方を促すような歴史的情况が一時的に成立したことは確かだけれども、現実には、両者が実体的な分離を許すわけではない。せいぜい射影的に区別できるというだけの話なんです。市民社会と政治国家との分離的二重化といった思念を媒介にしてようやく見えるようになった下部構造的次元の射影相、これは歴史貫通的に立てて考えることができるし、そのことにおいて唯物史観なるものも存立する。しかし、上向法的に展開してみせるべき如実の現実態は、下部構造だけでもなければ、いわんや上部構造だけでもなく、また両者の並存相でもなく、まさに相互浸透的・相互媒介的な反照的規定態のほうです。このことは未来におけるシチュアーツヴェーゼンの場合にも妥当する。という次第で私としては、「国家」論の対象を *Zusammenfassung der Gesellschaft in dem Staat* という次元で立てたいので、この点で、市民社会と政治国家との分離に定位した「人間の解剖」たる柴田国家論とはモチーフが違ふこととなります。ですから、柴田先生のように、無理をしてまで、社会と国家との分離的二重化ということを強調して、それを方法論上の権利根拠にすることに懐疑的なんです。

露骨にいえば、柴田先生がさきほど廣松の考えではそうだとおっしゃいましたとおり、市民社会と政治国家との分離的二重化を前提

したパラダイムは、ブルジョア・イデオロギーの地平に属すると思  
います。そしてブルジョア政治学、近代科学としての国家論は、さ  
まざまな流派に分かれておりながらも、そういうパラダイムの地平  
を共通の土俵にしている。それに対して、マルクスの『資本論』は、  
そういう政治学なり国家論なりと並ぶ経済学ではないと私は考えま  
す。」〔『国家論研究』No.19、論創社、一九八〇年、五三―五四頁〕。

ここで廣松は、単なる唯物史観の次元でもなく、さりとて旧来のブ  
ルジョア・アカデミズムの次元における経済学・政治学・社会学で  
もなく、それらを総合的統括的に体系化した総合社会学なるものを  
全く新たに提案し、別名これを国家論と名づけたい、としている。  
国家と市民社会の分離・二重化という私の把握はブルジョア・イデ  
オロギーの地平に属するとするのは変らないが、注目はここで唯物  
史観の次元とは異なる発想を廣松が示している点である。これ以外の  
どこかにも彼のかかる構想が存するのかわかるとは今の私には分らな  
い。しかし、次の政治学に関する廣松の把握をみれば、依然として  
彼が唯物史観主義に止まっている、といわざるをえないのだ。

政治学について廣松は言う。「マルクス主義の国家論というとき、  
マルクス主義の政治学なるものが、経済学などと並ぶ、独立の学問  
分野として存在するはずであるかどうか、このことからして問題に  
なる。現実には、勿論、アカデミズムの分科との即応上、マルクス  
主義政治学と呼ばれるものが存在するが、学問上、果してマルクス  
主義政治学なるものが独立の分科的部門として存在するのである  
か、このことが問い返されうるし、そのことを好便な通路にして、  
マルクス主義国家論の地平を照射できるように思う」と。<sup>(66)</sup>一応問

題提起の形はとってはいるものの、廣松の結論は初めから決ってい  
る。経済学と並存しうる独立の学問体系としての政治学・マルクス  
主義政治学なるものなどは存在しない、マルクス・エンゲルスの唯  
物史観からはそれ以外ではありえない、というのだ。曰く、市民社  
会と国家との関係を「下部構造と上部構造ということで捉え返した  
場合には、もはや両者は並存的・同格的ではなくなっておりま  
すから、資本論と国家論（経済学と政治学）とが並列的な体系にはな  
り得ない、そこでは土台に関する学と上部構造に関する学という格差  
というか、せいぜいオーダーの差がつくのではないか」と。<sup>(67)</sup>廣松  
において、そもそもマルクス主義政治学なるものが存在するのかわ  
りかとも必ずしも明らかではないが、おこがましく存在するとしても、  
それはあくまで経済学と並存しない下位の格差ないしオーダーの相  
違を有する存在であるべきなのだ。

挙句、廣松は自らの政治経済学体系について、苦心して国家論を  
含むか含まないかで、これを狭義と広義との二つに分ける。国家論  
を含まないのが狭義、含むのが広義である。しかし狭義のものにも  
国家への言及が無いわけではない。否、それどころか廣松は「国家  
論の体系的構築にとつて狭義の『政治経済学批判』体系における国  
家論が“管制高地”になると考える。ただし、経済の編制と論理  
に即して国家の存立性を見極めておくことが、マルクス主義国家論  
の全体系にそつて方法論的指南になるものと予期する所以でもあ  
る」と明言する。広義の政治経済学体系に対して、まさに管制高  
地すなわちその自由な活動を制限し、それに対する監視を強化する  
役割を演ずる狭義の政治経済学＝経済学批判＝資本論というシエー

マである。エンゲルス主導の唯物史観論者廣松の面目躁如というべきであろう。

かかる把握からは、既述した政治学批判のためと目される初期マルクスの近代国家論草稿プラン（一八四四年十一月頃）<sup>(65)</sup> に対する、廣松による歯牙にもかけぬという程ではないにしても黙殺は必然であろう。プラン自体は廣松も知っている。だがその内容に関しては一遍の云云も言及も見られない。廣松にとってこれは当然といえは当然であろうが、私見からすれば遺憾というも愚か也と云わざるをえなう。また *Kritik der Politik und Nationalökonomie* “政治学批判と経済学批判” についても、“政治〔学〕ならびに国民経済〔学〕の批判”<sup>(70)</sup>、“政治ならびに国民経済学の批判”<sup>(71)</sup>、“政治学ならびに国民経済学の批判”<sup>(72)</sup> さらには“国民経済学ならびに政治学一般の批判”<sup>(73)</sup> 等々と訳が一定していないのも目につく。国民経済学はほぼ変わらないが、*Politik* の方は政治〔学〕、政治、政治学と変転している。つまり政治批判なのか政治学批判なのか、この肝心の点が曖昧ではつきりしないのである。しかもこのうち註の（70）（71）（72）は廣松の著書『エンゲルス論』のごく近接した箇所次々に発見されるのだ。これはどうでもいいことではあるまい。事は政治学という一箇の学問体系にかかわっている。多分それは政治学なるものを認めるか否かについての廣松の逡巡を示している、と私は見る。廣松にとって政治学は、経済学と所詮並立すべき資格をもたぬ、経済学の一部なのだ。現に「レスケとの約束では『政治……』となっているが、残されたノートからみても、また、四六年八月一日付

のレスケ宛の手紙や四六年十二月二八日付のアネンコフ宛の手紙で『経済学の本』とされていることからみても、実質的には経済学の実物になる予定だったと思われる」と推測している。本当にそうなのか、どうであろうか。また廣松は *Kritik der Politik und Nationalökonomie* の *und*（英語の *and*）を上述のように、常に“ならびに”と訳している。“と”と訳しても、“及び”と訳しても良さそうなのを、“ならびに”には並列の意が強いのになぜ“ならびに”なのか。これでは政治学と経済学とは決して並存しないという廣松の意にまるでそぐわないのではあるまいか。決して揚足取りではない。

〔国家〕 さていよいよ国家である。唯物史観論者廣松は、政治権力の前に存在しかつその根基たるべしとする社会的権力 *Soziale Macht* を最重要視し、それを再三強調して止まない。次はそのほんの一例。「政治的権力の基底は社会的権力である」<sup>(74)</sup> 「政治的権力は、実態においては *ultima Macht* たるにすぎず、社会的権力によって実質的に支えられているのである。政治的権力は水面上に出ている氷山の一角に譬えることもできよう。支配的権力の本体的内容<sup>(75)</sup> は、大半が水面下にある社会的権力であると言うこともできる」<sup>(76)</sup> 「唯物史観の国家論は、権力構造のかかる社会性、社会的権力の基底性を洞見し、その洞见到に立脚して構築されているところに大きな特質をもつ<sup>(77)</sup>」と。ここに社会的権力とは、一般に生産の場における「規範的拘束力」<sup>(78)</sup> のようである。曰く、生産・流通の「秩序は基本的にいえば、資本・商品の論理に内在的なマハト、*Soziale Macht* の規制力、後年のマルクス・エンゲルスの表現でいえば、生産の場でのアウトリテート、これによって維持されているのだと



いうことを対目的にとらえかえして国家論を構築しなければならぬ」と。生産の場でのアウトリテートとは、エンゲルス(マルクスではない)の小論文『権威について』(一八七二年—七三年の間に執筆)に関することを謂う。「権威」と邦訳されているドイツ語の原文は *Autorität* (英語の *authority*) で、このアウトリテートを認めないアナキスト、反権威主義者をエンゲルスはここで激しく批判している。綿紡績工場や鉄道、船舶の例を挙げながらエンゲルスはこう言っている。「われわれは、一方では、どのような仕方でも授権されるにせよ一定の権威が、他方では、一定の従属が、どのような社会組織であるかにかかわらず、われわれが生産物を生産し流通させる物質的諸要件にもなつて、われわれに強要されることを見た」と。いかなる社会組織における生産であろうと、どこでもそこでは、一定の権威とそれに対する従属が強要される、とエンゲルスは云うのだ。

一般に権力論は政治学上その最も重要かつ困難なテーマの一つである。これに更に権威論が加われば問題は一層複雑になつてくる。それについての私見の詳細は、拙著『マルクス主義政治学序説』(三一書房、一九六四年)の中の「政治権力論」(二六九頁以下)をご参照願うが、次はその一部である。「ラスウェルによれば、『或る人が権威を持つというのは、彼が実際に権力をもつことではなく、政治定式 (political formula) が彼に権力を指定し、その定式を守る人々が、彼が権力を持つことを期待し、またその権力の行使を公正正當なものとなす、ということ』である。彼にあっては、実質的権力 (effective power) とこの統制 (control) から区別さ

れた形式的権力 (formal power) が権威 (authority) である。ここでは、権力と権威とは、本質的に区別されず、むしろ権威は権力の一部としての形式的権力、その政治的象徴の一つとされているのであつて、力点はあくまで支配的権力の側にある。それは権力の権威である。これにたいして、権力と権威とを一応は区別しながらも、両者の関連を権威に重点をおいて把握しようとするのが、イーストンである。イーストンによれば、価値をめぐる論争が、社会的・自的、私的な相互作用により、慣習的規範や定型行動によつて統制される場合は問題はない。このような方法でうまくゆかない場合、もう一つの方法、つまり政治的方法によつて秩序の維持がはからねばならないが、この政治体制において権威の演ずる役割は決定的である。すなわち、まず、権威は、影響力 (influence) 関係の一種とされる。その影響力には二つあつて、べつになんの意図もなく相手に影響を与える場合はたんなる影響力 (mere influence) であるが、始めからその意図があつてしかも有効な影響を与えるのが権力 (power) である。そして、この権力関係において、相手が権力の側の意図を知らないでそれにしたがう場合が操作 (manipulation) であり、相手も権力の側の意図を知つていて、物理的にこれを強制して従わすのが実力 (force)、そうするのがいかに望ましいかを納得させて従わすのが説得 (persuasion) である。これにたいして、相手もメッセージの発信者の意図を知りつつ、しかも、説得なしに、そのメッセージを自分の行動の基礎として受容する場合に、その発信者は権威 (authority) をもつという。すなわち、この場合には、そのメッセージの内容が合理的かどうかというような服従の動機如

何に関係なく、ただそのコミュニケーションが実際に相手によって従われるかどうかということの方が肝要である。もっといえば、イーストンの場合には、実力を用いることは権威ではないが、その威嚇によって相手の服従を得る場合には、権威といえる。だから、それは、ウェーバー的な正当性の概念より広いといわねばならない。<sup>(85)</sup> いずれにせよ、ともかく、服従され得る権力、それが権威である。それは、いわば、権威の権力である。『関係者全体の是認の下に行使しないし行使され得る実力が、権威である』<sup>(86)</sup> というのも大同小異であろう。現実主義的なラスウェルの場合には、権威が権力の側からつかまえていたのにならぬ、ヨリ理想主義的なイーストンでは逆に権力が権威の側からつかまえていて、その方が権力の関係の側面の重視がヨリ徹底的だといえる。けれども、両者とも、権力と権威とが本質的に区別されていない点は共通である。

では、われわれはこのような権威と権力との区別と連関の問題を、いかに考えたらいいであろうか。権威も権力も、それによる個と個との指導・被指導関係の成立を通じて、全体と個との間のなんらかの矛盾の解決すなわち社会統制を可能ならしめ得る力である点は共通である。このうち、権力的指導というのは、相手にたいするなんらかの価値剥奪力を前提として、相手の行動を自己の欲する方向にコントロールすることのできる能力であった。これにたいして、権威とは、同じ指導力であっても、相手にたいする価値剥奪を前提としなくとも、相手がその指導の方向に服する場合のその力である。『桃李もの言わざれども下おのずから径をなす』という諺がある。そのようにみずから積極的に相手に働きかけず、こちらから価値剥

奪のないしは価値附与的な行為とすることなしに、相手の方から求めてその指導に服する力、しかも、相手がその指導に服さずともべつに価値剥奪のないしその他の行為を行なわないが、その上でなおみずからの価値を高めるために相手がどうしてもその指導を受けねばならないとするそのような力、これこそが権威である。真の教育とはそのようなものであろう。<sup>(87)</sup>

かかる権力と権威についての見解からすれば、エンゲルスの云った権威とは実は権力に外ならぬ。エンゲルスは、「ここで問題とされている意味での権威とは、われわれの意志に他人の意志をおしつけるということがある。権威は、他方において従属を前提としているのである」として、その権威の最たるものとして革命における暴力の行使を挙げる。すなわち、「革命は、たしかに、あらゆるもののなかで最も権威的な事柄である。革命は、住民の一部が他の部分にたいして、銃や銃剣や大砲を手段として、すなわち、およそあらゆるかぎりの権威的な手段によって自分の意志をおしつける行為である。そして、勝利した党派が自己の闘争をむだに終わらせたくないならば、彼らは、その武器が反動家たちにひきおこす恐怖によってこの支配を維持しなければならない」と。もはや明らかであろう。その権威とは相手の重大な価値剥奪を伴う権力なのだ。エンゲルスは、権威と自治について「権威と自治は相対的なものであり、その作用範囲は社会発展のさまざまな段階でさまざまに異なる」としているが、ここでエンゲルスのいう自治が権威に近い。このようにエンゲルスには権力と権威と自治、これら三者の概念規定も異同もなんら見られない。

権威的指導は政治ではない。権力的指導が政治なのである。権威が権力に転化し、また権力がエセ権威化するのには、その上での話しである。権力はどんな権力であつてもつねに政治権力なのである。政治権力を国家権力とだけ解してきた既式のマルクス主義は改められねばならない。廣松においても同様。これは政治学上、政治は国家現象かそれとも国家外・集団現象か、と争われてきた古くからの問題だが、私は、政治は一般に国家外の市民社会にも家庭の中に見られる、だが政治の中の政治、政治の最も政治らしきものは国家の政治であると考えてきた<sup>(88)</sup>、今も全く変らない。図式化すれば「権力＝政治権力∨国家権力<sup>(89)</sup>」となる。人間の権力的指導・被指導つまり、支配・服従関係はすべて政治なのだ。が、ただその政治の現象する場に相違があるだけに過ぎない。だから、廣松が国家の場以外の市民社会における経済、生産の場での規範的規制力を、マルクスに倣つて Soziale Macht とするのは自由だが、それを社会的権力として殊更に政治権力から峻別するのには同じ難い。社会的権力とは社会の場における政治権力なのである。しかも廣松自身 Soziale Macht を一つも社会的権力とは訳さずに、社会的マハト、社会的威力、社会的力等々と一定していない。そこには社会的権力という、強制的ニュアンスを不可避に伴う概念を使用することに対するめらいがあつたのではないだろうか。

廣松はこの Soziale Macht による従属を物象化された錯誤によるものとはいへ、生産の場での労働者自身の自己拘束だとしている。すなわち、「資本制生産過程は、総じて、無人工程でない以上、意識性・自発性をそなえた人間労働者の活動を前提にしている道理で

して、労働者たちの規律随順的な労働を俟つてはじめて生産機構が存立します。ここでの労働規律随順は、単純な物理的・暴力的強制ではなく、いかに慣習化されルーティン化されていようとも、一種の規範的拘束です。この規範的強制力は、協働連関の物象化された『社会的威力 (soziale Macht)』とマルクスの呼ぶものにはかなりません。そもそも、作業部署の階層的編制からして協働連関が制度的に物象化されたものにほかならないのですが、作業場内部では、生産活動の協働連関が物象化された『社会的マハト』の拘束性によつて個々の労働者が律せられております。

生産機構の内部は、外部観察的には機械の部品体系のように記述されようとも、実態に立入つて見るとき、このような規範的な拘束にもとづく作業・行為の連関態なのであり、労働者たちは、生産活動の場での社会的マハトに服属し、規範的規律に自己拘束的に随順するとういう在り方で、生産資本の下へ包摂されているわけです。(規範的・規律的な拘束が深層催眠的に貫徹する発生論的機制が、報奨・昇進や減給・解雇という正負のサンクションに裏打ちされていることはことさらに指摘するまでもありません)。—— とういう在り方において、労働者たちは、資本の下に生産の現場で、実質的に包摂される次第となっております。』と。しかし『資本論』での次のマルクスの有名な言葉はどうか。「労働力の消費は、ほかの各商品の消費と等しく、市場または流通部面のそとで行なわれる。だからわれわれは、貨幣所有者および労働力所有者といつしよに、この騒々しい、表面上で行なわれていて誰の眼にもつく流通部面を見ず、右の両者の後について、その入口には無用の者入るべか

らずと揭示されてある隠された生産の場所に、はいって行こう。ここでは、いかにして資本が生産するかということばかりでなく、いかにして資本そのものが生産されるかということもまた、明らかとなるであろう。貨殖の秘密がついに暴露されねばならない。……

この単純流通あるいは商品交換の部面——ここから、俗流自由貿易論者は、資本と賃労働との社会にかんする見解、概念および自分の判断の基準をひき出してくるのだ——から訣別するにさいし、わが登場人物たちの風貌はすでに幾らかわつていようように思われる。さきの貨幣所有者は資本家として先にたち、労働力所有者は彼の労働者としてその後につづく、——前者は、意味ありげに作り笑いをしながら、業務一途に。後者は、あたかも自分じしんの皮を売渡してしまつて、いまやなめし皮にされること以外には何も期待できない者のように、おずおずと洗々ながら(傍点—柴田)<sup>92</sup>。「ローマの奴隷は鎖によつてその所有者に繋がれていたが、賃労働者は目に見えない糸によつてその所有者に繋がれている。彼らの独立という仮象は、個人的賃雇主のたえざる変動と、契約という法的擬制によつて維持されている」<sup>93</sup>。生産の場における、資本家による権力的統制下にあるかかる労働者達に、彼ら自身による「自己拘束」、「規律随順」いわばその自治つまり權威的自己統制が可能かどうか。廣松自身、近代の賃銀奴隷制に関してこう言っているのだ。

「賃金奴隷制というものは、古代などの身分奴隷制とは異なつて、『労働力商品』の売買という形式、労働力の等価交換という商品経済の論理にもとづく制度、そのことから形式的・実質的に資本の下に包摂される制度にはかなりません。賃金水準が上昇しても賃金奴

隷制は依然賃金奴隷制なのです。しかるに、近代市民主義イデオロギ―、その社会像においては、資本家と労働者とのあいだのこの関係を『自己労働にもとづく所有』物どうしの等価交換、自由・対等な正当的取引関係ということにして、あの『領有法則の転回』による実質的な『略取』や『実質的包摂』による実態的な『隷属』を隠蔽してしまいます」<sup>94</sup>と。さきの「規範的規律に自己拘束的随順をする」労働者との賃銀奴隷としての労働者とは、一体どう関連するのであるか。

思うに、その根因は、廣松がやはり社会的権力と政治的権力とを、はっきりした概念規定もしないうまま峻別し、かつ、社会的権力を政治的権力の基底、母胎と考える所にある。曰く、「近代市民社会は、『自律的な秩序性』をもつが、それは決して予定調和的な自由運動ではなく、社会的権力という内在的規制力を構造的契機としてのことである。社会的権力は、人々の行為に関わる役割期待・役割強制が同調性をもつて円滑に充足されているかぎり、日常的意識においては外的な強制としては感受されないため、必ずしも常に物象化された相で意識されるわけではない。そのため、社会的権力の存在すること自体が往々にして看過されがちである。だがまさに *Douvoir, puissance* としての、可能態・潜勢力としての、社会的権力の強制が作動することにおいてはじめて市民社会的秩序の自律性と呼ばれる事態が存立しているのである。唯物史観の国家論は、権力構造のかかる社会性、社会的権力の基底性を洞見し、その洞見に立脚して構築されているところに大きな特質をもつ」<sup>94</sup>。「この下部構造次元における階級的関係は、それ自身で(つまり、ことさらな政治的・

法制的な強力が加わることなしにも) 経済的論理において、支配と隷属の不自由・不平等な関係になっております。いわゆる「市民社会」的な経済的秩序における、経済の論理での支配・隷属、その構造と機制を正視・剔抉したところに、マルクス社会観の画期性が認められます。

生産関係、そこにおける人間関係が、下部構造レヴェルにおける内在的論理において既に支配と隷属の関係になりうるのであって、政治的暴力の発動によつてはじめて支配・隷属の関係が成立するわけではありません。<sup>(95)</sup>と。このように廣松は、近代市民社会の「自律的な秩序」を前提に置く。市民社会とは経済的・下部構造のこと、自律的とは上部構造としての国家に関わりなく自立・自存していることである。しかし国家から自律しているその市民社会も決して「予定調和的」な存在ではない。そこでは「経済的論理での支配・隷属」つまり「社会的権力という内在的規制力を構造的契機」として蔵してい、この「社会的権力の強制が作動することにおいてはじめて市民社会的秩序も自律性と呼ばれる事態が存立している」という。これはまさに市民社会という経済の場における権力的関係すなわち一つの政治そのものであり、私のいう社会政なのだ。これまで前近代的身分制的な経済外的強制に対して近代における経済的強制といわれてきたものがそれであつて、経済的強制自体が大小をとわず秩序維持のための政治権力関係である。政治なしには企業も存続しえない。エンゲルスがどんな社会組織にも「権威」があるといつたあれである。なんらかの政治権力を伴わない、経済だけの論理などというものは近代市民社会にもどこにも存在しない。ところが廣

松は、政治権力ではないと彼が考える社会的権力 *Soziale Macht* による秩序の強制だから、市民社会は予定調和的社會では決してないけれども、それは政治権力によらぬ自律的社會だとしているのだ。

既述のように政治的論理は市民社会にも国家にも及ぶ。なるほど近代以前とは異り、近代においては、特殊性の領域たる市民社会と普遍性の領域としての国家とは分離している。近代のいわゆる政治的解放、人間の基本的人権、自由解放がその証である。だが階級的社會としての近代市民社会は、その階級的分裂をコントロールすべく、主権的国家権力を不可避とする。それなしに市民社会は全く存続しえない。特殊性の市民社会と普遍性の国家とは、かくて分離・対立しつつかも相互依存、相互条件の統一体をなしている。私の所謂国家と市民社会との二重構造、両者の弁証性である。たしかに主権的国家権力は、他の市民社会内権力や家庭内権力に比して、その権力度においてその強制度において格段の相違をもつ。しかしこの国家権力も政治権力のひとつであつて、政治権力のすべてでは決してないのだ。また、国家は大小の市民社会内諸権力がコントロール出来ないほどに階級分裂の嵩じた段階でようやく働き出すものでもない。それらとは関係なく、国家権力は国家権力として独自に存在しなければ全体としての市民社会は崩壊してしまう。だがこれとは異つて、廣松はこう言っている。

「社会的権力を前梯条件として政治的国家権力が成立する。それは、階級的に分裂した社會では、「グループ」間の確執がもはや社會的権力の規制によつては構造的に解消せず、強大な物理的強制の裏付によつて人々の社會的關係態を秩序の埒内に押さへこむこと

が体制存続の要件となること、このような歴史的状况を俟つてのことである。<sup>96</sup>「政治的強力による秩序の維持、秩序の新形成といつても、それが下部構造の内在的論理を恣意的に創り出すことなどできません。経済的秩序の定常的維持は、基本的にはそれに内在的な論理によっておこなわれるのであり、政治的強力は秩序破壊を押し込め込むと、内在的論理の発現を一定限誘導するとか、それぐらいのことしかできません。

政治的支配秩序というものは、こうして、下部構造的経済秩序、生産関係の編制に見合う階級的支配秩序を、保全・補強するという域のものでしかありません。但し、この政治的強力による掣肘がなければ、経済関係の内在的矛盾が階級的対立抗争となつて激発し、政治経済社会体制を“安定”的に維持できないわけですから、政治的な上部構造の存在が階級社会の下部構造にとつて不可欠であり、重要であることは勿論です。<sup>97</sup>と。しかしながらこのように、一方では国家はせいぜい市民社会を「保全、補強するものでしかありません」と、主に国家の補助的手段性を強調すると、他方で反対に国家は市民社会に欠くことの出来ない重要性を有するとするので、普通の人はその逕庭の甚だしさを訝り、戸惑わざるをえないであろう。これは唯物史観からする国家の論理と経験からする国家の現実との溝、ギャップである。我々には後者の経験的現実に対応したい国家理論の構築こそが求められている。以上は廣松の国家観の理論的支柱と目される *Soziale Macht* の批判的検討である。

いうまでもなく我々にとつてなによりも最も究明するべきは近代国家である。これに関連して以前私は、エンゲルス批判の観点から、

エンゲルスの『反デューリング論』について次のように述べた。「まず方法論的に、狭く特殊な階級国家としての近代ブルジョア国家の論理性を問題にするのではなく、広く階級国家一般の発生・発展・消滅の歴史的過程のなかに国家をとらえようとするエンゲルス国家論の特徴がここに浮かび上がってきた。国家の歴史的な発生・発展・消滅の過程を分析し、それをつらぬく法則性を科学的に認識することは重要である。しかしそのことは、どこまでも特殊近代国家の分析の深化を前提としそれに支えられなければならないのであつて、逆にその分析を稀薄にしてしまうものであつてはならない。ところがエンゲルスの国家論には、特殊近代における市民社会と政治的国家との分離、二重性についての認識が欠落しているのである。この本質的認識を欠いてしまえば、ブルジョア国家も他の類型の国家も階級国家としては同じであり、相違は現象的なものにすぎなくなる。そして結局、国家論は、一般的な階級国家の発生と現象的な発展過程、そしてその死滅をえがく国家史ないし政治史の縮刷版になってしまうのである。国家論本来の課題である特殊近代国家の分析はどこかに消えてしまう。それは、人間の解剖が猿の解剖への一つの鍵を提供するというマルクスの社会科学方法論とは反対の、猿の解剖から人間の解剖にすむやり方である。」<sup>98</sup>エンゲルスほどではないにしても、廣松の国家考察でもやはりこの肝心の一点が曖昧であり、的が特殊近代国家に十分よく絞られず、古代や中世の「国家」をも含む国家一般論（そういうものがあるとして）的傾向を免れていない。廣松は次のように述べている。「われわれが主たる関心を寄せるのが近代国家であるとすれば、近代国家を詳しく

研究するのは当然である。しかし、その近代国家、近代政治なるものが、もし、経済に対する“自律性”（あくまで括弧つき）を甚だしく失っている特殊な定在、歴史的にみて“特異な定在”であるとするれば、国家プロパー、政治プロパーを論考する場合、近代をティプスとしたのでは当を失する所以となるう」（前掲『唯物史観と国家論』二二一頁）と。ここで廣松は、経済に対する近代政治、近代国家の甚だしい自律性の喪失を、近代国家の特殊性とする自らの立場を、“もし”という仮定法でつつみながら語っている。だが、もしそうでなかったらどうであろうか。後に見るブーランザスにせよ私自身にせよ、近代国家の特殊性を、廣松と同じようには考えていないのである。近代国家についての廣松の所論をもう少し検討してみよう。

彼は先ず学史的に近代国家理論史の一環に目を向け、そこにおける機関説＝statusと統体説＝civitasとの二つの類型、「二源流」を指摘する。そしてキヴィタスの源流がトーマス・ホップズにあり、スタトスの源流がアダム・スミスだという。ホップズがなぜキヴィタス論者であるのか。廣松は云う。「元来、平等にして自立的な諸個人が、自然権を十分に保証しえんがために、相互的に権利を譲渡しあい、『結合契約』によって形成する『一つの大きな人工的人間』——共同体というよりもむしろ、諸個人の擬似有機的な統一——これがcivitas系の国家論すなわち国家＝統体説の一典型をなすホップズのいう国家である<sup>100</sup>」と。なるほどホップズをはじめ近代自然性法理論においては、自然状態に対立する市民社会と国家とは全く同義であり、ステイトともキヴィタスとも呼ばれた。だが本当は、

それはただに近代のみならぬ古代以来の古い用法だったのだ。これに就いて私は第一章「国家と市民社会の原型理論の中で、次のように述べた。「自然状態から市民社会状態への移行に際して、まず指摘されるのはよく言われるように、一般にそこでは国家と市民社会とがまだ概念的に区別されず、同じものを指し示す語として用いられていることである。ホップズでは、契約を介しての共通権力Common Powerの形成が、Common Wealthとしての国家State、政治的国家Political Common Wealth、ラテン語のCivitasを可能ならしめ、それによって人は自然状態から政治体Body Politicusなにし市民社会Civil Societyに移行するとされ、ロックも自然社会から政治＝市民社会Political or Civil societyへと言っている。また、『カントはその法論の第四五節において《国家》と《市民社会》との関係を《国家すなわち市民社会》civitas sive societas civilisという同一性の定式によって説明している』（M・リーデル）。

ところで、国家と市民社会とのこのような同義性の用法は、実はヨーロッパにおいて、アリストテレスに典型的に見られる、古代ギリシャ、ローマ以来の古い古い用法であった。『ギリシア語＝ラテン語の伝統をひく古い用法では、《市民》社会ということで、つねに《政治》社会が理解され、その結果、この場合の語義は、支配団体としての市民共同体（ポリス、キウイタスcivitas）とその公的＝政治的組織つまり《共同組織》（＝国家）（コイノン、レス・プブリカres Publica）をも含意する。これを定式化すると、市民社会は政治的支配形式つまり《国家》と同意味ないし同義語であり、両術語とも同一の概念を表わしているということになる』（M・リ

「市民社会」は、その歴史的由来によれば、「政治的共同体を意味する」ギリシャ語のポリテイケ・コイノニアの、ラテン語のソキエタス・キウイリス *societas civis* の、逐語訳であり、たしかに発音上の違いはあるがこれらの表現と同じ意味の術語である』(同上)。

このように、国家と市民社会との形式的同義性という点では、近代自然法理論は古典古代政治学の形をそのまま受け継ぐのである』<sup>10)</sup>と。つまり、キヴィタス説は近代の国家理論にのみ限定は出来ないのである。しかも、この国家と市民社会との同義性を内包するキヴィタスは、その内部に権力の領域と自由の領域との分離が事実上認められ、更に、その分離が形式上も明らかになるとキヴィタス説は姿を消すことになる。古代に対する近代国家理論の決定的相違である。次も私の既述からの引用。「同義的なその国家Ⅱ市民社会の内部も、目を凝らしてよく見てみると、そこには相反する二つの領域、一方における権力の領域と他方における自由の領域とが存在することが分かる。ホップズは『リヴァイアサン』冒頭の献辞で『これを世間がどのようにうけいれるか、また、それに好意をもつようにみえるであろう人びとを、世間がどう批判するであろうかを、わたくしは知りません。なぜなら、一方の側ではあまりにもおおくの自由を、他方の側ではあまりにもおおくの権威を、それぞれ主張する人びとにかこまれているともいえますので、両者の剣先のあいだを傷つかずに通過するのは、困難であるからです。しかし、それでも、わたくしはおもうのですが、政治権力 *Civil Power* をおしすすめようという努力が、政治権力によって非難されることはないでしょう

し、私人たち *private men* がそれをとがめて、その権力がおおききるとおもわれると、申したてることもないでしょう』と云っている。明らかにここでホップズは、自分の主著の中心テーマとして、権威、政治権力と私人たちの自由との二つの領域をはっきり示し、しかも彼なりに両者のバランスを執ることを宣言している。これももう少しくわしく見てみよう。

自然状態から契約を経て創り出された国家Ⅱ市民社会を、ホップズは人工的人間 *an Artificial Man* とか大怪物 *Leviathan* とかと名づける。そして、この人工的人間の全身に生命と運動とを与える人工の魂すなわちその最も中心的な部分を、主権 *Sovereignty* と云う。ホップズ理論の中核はまさにこの主権論であり、その特色は主権の絶対性の強調にある。主権は国民に対して絶対無制限の権利を固有する。ホップズは言う。「主人のまえでは召使たちは平等で、なんらの栄光もないが、主権者のまえでの臣民もそれと同じである。そして、主権者のみえないところでは、かれらのうちでも、より強く輝いたり、より弱く輝いたりする者もあるけれども、主権者のまえでは、かれらは太陽のまえの星の輝きにすぎない」と。それは人間の創りうる最大の力であり、いわば地上の神 *Mortal God* である。たしかにこのような、他に比べものないあまりにも強大な権力は、それによるさまざまな望ましからざる不都合な結果を招来するかもしれない。しかし、もしこれが無ければ、人々はまたあの万人の万人に対する悲惨な戦争状態としての自然状態に逆戻りするのである。それを考えれば、国家Ⅱ市民社会状態の方がはるかにましであるろうと、ホップズは二者択一を説く。しかも主権者はその強大な権



力を自分のためではなく、どこまでも国民の保護と安全のために行使するものとされている。その限り、主権者に対する国民の絶対服従の義務は継続されなければならない。また、主権の絶対性、高性を強調する場合、それは決して、一人の人間すなわち君主の絶対的権力を必ずしも意味しなかった。たしかに彼は、君主制、貴族制、民主制のうち君主制を最善の国家形態とはしていた。しかし彼にとつての第一義的関心事は、どこまでも国家の本質的主権性そのものであった。それに比べれば、主権の具体的所在が一人（君主制）なのか合議体（貴族制ないし民主制）なのかは二義的なことにすぎない。まことに、『権力をもつ人びとについてではなく、権力の座について（抽象的に）かたる』ことこそがホッブズの主眼であったのである<sup>102</sup>。こうなると廣松とは反対にホッブズをキヴィタス論者とするよりはスタトウス論者と解する方がよほどナチュラルであろう。廣松自身もはっきりこう述べているのである。「ホッブズの主権者は、成員の権力を供託された個人（ないし合議体）であった……その意味で、それはStatesであった<sup>103</sup>」と。廣松は主権者はスタトウスだが国家はキヴィタスだともいうのであろうか。

では廣松がスタトウス論の典型とするスミスについてはどうか。廣松はこのように云う。「十八世紀を迎えると、資本主義経済の自律的な論理が明瞭になってくると相即的に、旧来不可分の一体をなしてきた政治と経済の自律性が目立つようになり、政治的秩序と経済的秩序との区別（いわゆる市民社会と国家との区別）が意識されるようになる。ホッブズ・ロック的な国家≡社会理論においてCommon-Wealthキヴィタスという形で一体的にとらえられていた

ところの「生活共同体」≡「政治的共同体」が、今や社会と国家とに区別してとらえられるようになる<sup>104</sup>」と。これは私がキヴィタスの消滅と前述したこと以外ならぬ。続いて廣松は次の問題を提起する。

「自然状態—社会契約という理説が否定され、人間は太初から社会（血縁社会）的に生活してきたと考えられる。この限りでは、一見、古代・中世的な人間—社会観への復帰であるかのようにみえるが、しかし、今や謂うところの社会は、もはや古代・中世的な「政治と経済との密着した」ポリス・キヴィタスではなく、あくまで社会としての社会である。

ところで、キヴィタスが社会と国家とに分離されたことによって、新たな課題が生ずる。社会としての社会は太初からの存在であるとしても、いかにして国家が成立したのであるか？ 国家は、市民政府を形成するにいたった高度社会として理解される。ここにおいて、市民政府の成立とその根拠を説明することが課題となる<sup>105</sup>」。そして廣松はスミスの説く以下の市民政府成立論をもって、スミスをスタトウス論の典型と考える。すなわち、市民政府、「それは牧畜経済社会の段階で、財産の不平等という条件のもとに生じたのであった。そして、この歴史的条件のもとで、依って以つて社会が解体することなく存立しつづける所以のもの、それが国家権力の成立と存立に吻合する。社会が狩猟経済の段階にあった場面では、財産としての財産が殆んど全く存在せず、牧畜経済の社会になり、財産としての財産、しかも貧富不平等の財産が成立すると、事情が一変する。ここでは、財産侵害への志向が傾向的必然となる。一方における『富

者の貪欲や野心」、他方における『貧者の労働の嫌悪、目前の安逸や享楽の選好』、これら『財産の侵害を刺激する情念』は、執拗に作用し普遍的な影響を及ぼす。『一人の大金持がいれば、少くとも五百人の貧乏人がいるにちがいないし、少数者の富裕は多数者の赤貧を前提している。富者の富裕は貧者の憤激をかきたてる。貧者は窮乏にかられたり、ねたみに刺激されたりして、富者の所有物を侵害』しようとする筈である。ここにおいて、『とりわけ富者は、事物の秩序の維持に必然的に利害関係をもつ』。けだし『富者が有利な地位を保持することを保証しうるのは、この秩序以外にはない』所以である。この『秩序の維持』、すなわち『貧者の侵害から富者の財産を防衛』するために歴史的に要請されるもの、それが市民政府にほかならない。<sup>(106)</sup>「本質的には、『大所有者』の財産保護の機関たる市民政府」なのだ。「こうして、今や、キヴィタスとしての国家という想念とはおよそ異質の、スタトウスとしての国家、階級的支配の機関としての国家という思想が打出されるにいたる」と廣松は云う。なるほどその限りではその通りである。しかし私の理解ではそれはスミスのほんの一部に触れたに過ぎない。スミスの国家論はしかし単純ではなくもつと複雑なのである。ただ遺憾ながらここで今、スミス国家論の全貌を展開するのはもちろん到底無理といわねばならず、<sup>(109)</sup>必要不可欠な指摘に止める。

スミスは自然法理論の肝要は継承しつつも、激しくホッブズを批判してもはや自然状態から契約を介して市民社会に移行するとする契約説はとらぬ。代って彼は市民社会形成の二つの原理を挙げる。曰く「人々をみちびいて市民社会 civil society に加わらしめる原理

は二つあるが、われわれはこれを権威および功利の原理 principles of authority and utility とよぶであろう」と。権威の原理とは、主に財産の不平等を前提に権力的支配・服従関係を構成するもの。「市民政府は、それが財産の安全のために設立されるかぎり、じっさいは金持を貧乏人に対して防衛するために、あるいは、いくらかの財産をもつ人々を、まったくなにもたない人々に対して防衛するために、設立されるのである」<sup>(11)</sup>。対して功利の原理はその逆である。「功利の原理とは何か。『人々をみちびいて為政者に服従せしめる第二の原理は功利である。誰でも、社会における正義と平和 justice and peace を維持するためには、この原理が必要であることを知っている。国家制度 civil institution によって、もつとも貧しい者も、もつとも富める者およびもつとも有力な者による侵害を免れることができる。……人々を動かして服従にみちびくものは、個人的な功利感であるよりも、むしろ公共的な功利感 sense of public utility である。……私は全体の利益 the good of the whole のために政府の決定に服従するのである』。すなわち、功利の原理とは、人々が、自らの特殊利益、私的功利感からではなく、社会全体の利益、大多数の人々のためという公共的功利感から政府に服従するものである。したがってスミスは、功利の原理をまた『共通利益または一般利益の原理』と呼んだ。この原理に基づく国家制度によって、多くの最も貧しく弱い者も、少数の最も富んだ、最も力を持つ者達の侵害から保護、防衛されうるといふ」<sup>(12)</sup>。従って、スミスはもはやキヴィタスという用語は用いないけれども、この功利の原理に基づく国家は、廣松の云うキヴィタスに相当すると考えられる。かくて、

スミスには権威の原理によるスタトウスとしての国家と功利の原理からする「キヴィタス」としての国家という二つの国家が在り、しかもこの二つは別々の国家ではなく同一国家の内部に存在している。スミスは人間社会の発展を、大きく野蛮社会と文明社会との二つに分け、更に野蛮社会を狩猟、牧畜、農業に、文明社会を商業にと全体を四段階に細分した。権威の原理と功利の原理とは、最初の狩猟階級を除いてこのいずれの段階の市民政府にも存在しはするものの、『社会の第二期である牧畜者の時代においてははじめて、財産の不平等が生じはじめ、人々のあいだに、それ以前にはとうてい存在しえなかつた強度の権威と服従を導入する。それはそうすることによって、ある程度の市民政府を導入するのであつて、その市民政府は、財産の不平等がみずからを維持するのに不可欠に必要なのである』。スミスによれば、この時代ほど、財産の不平等が大きく、したがつてまた、権威の原理が非常に強く働き、かつ主権者の重要な収入源をなした裁判の運営上の不公正、腐敗の甚だしい時代はなかつたのである。第三の農耕時代はそれよりも進歩した時代であつたが、しかし、それでも財産の不平等に基づく主権者、国家による裁判の腐敗はまぬがれなかつた<sup>119</sup>。廣松は前述したように、権威の原理が最も甚だしかつたとスミスの云う野蛮時代のこの牧畜段階にだけ依りながら、スミスを誤つてスタトウス論のモデルと速断してしまつたと云わざるをえない。だが本来問題とすべきは近代以前の野蛮社会 Barbarous societies ではなく、いうまでもなく商業社会としての近代文明社会 a civilised society なのだ。

文明社会においても権威の原理は大きい。「スミスはいう。『財産

の権威は、社会のあらゆる時代においておおきいとはいへ、社会のもっとも野蛮な時代においておそらく最大であろう。……とはいふものの、財産の権威は、富裕で文明化した社会においてさえ、非常におおきい。その権威が、年齢または個人的資質のいずれの権威よりも、はるかにおおきいということが、とにかく相当な財産の不平等の余地のある社会のあらゆる時期における不断の不満であつた』。つまり、財産の不平等、そしてそれに基づく社会諸階級の区別と対立、およびそれに依存する国家の基本構造は、文明社会においても決して例外ではなかつた。具体的には、地代生活者、賃金生活者および利潤生活者、『それらが、あらゆる文明社会の本源的な構成物たる、三大階層』である<sup>120</sup>。「だが、そつだとすれば、文明社会をそれ以前の野蛮社会から区別し、両者を鋭く対立せしめる契機は一体どこにあるのか。スミスによればそれは、文明社会における分業の発達とその結果たる富裕の一般化、これ以外ではありえない。『あらゆる文明社会において、財産の大きな不平等にもかかわらず、最下層の人々にまでゆきわたる普遍的富裕を生ぜしめるのは、分業の結果としてさまざまなすべての職業の生産物が非常に増加するからである。あらゆる物が大量に生産されるので、上流階級の、怠惰で暴虐な浪費を満足させるとともに、同時に職人や農民の欲望を潤沢にみたくに充分となるのである』。この一般的富裕、国民全体の富裕の結果、『これほど抑圧的な不平等のただなかで、文明社会のもっとも活動的な野蛮人が到達しうるよりも、すぐれた豊富さと潤沢さとを、ふつうに享受している』のである。すなわち、

経済的不平等と進歩のおそい富裕⇨貧困とが支配する野蛮社会に対して、相当な経済的不平等にもかかわらず下流階層までがうるおう全般的富裕が存在しうるのが文明社会である。換言すれば、内田義彦(『増補 経済学の生誕』(未来社、一九六二年、一九九頁)のいう如く、『貧富の階級的差別と一般の富裕とは、文明社会を特徴づける二極』であり、『搾取の体制』と『富裕の体制』との存在、これが文明社会の特色なのである。この二重性のうち、財産の不平等、搾取の体制とともにあるのが権威の原理だとすれば、一般的富裕の体制の側にあるのが功利の原理である。およそ国家の基本構造における上流階層と中・下流階層との一般的対立関係は、野蛮、文明を問わず、歴史的国家、社会のすべての段階にみられた。だが、野蛮においては上流階層の権威の原理が、それに対して文明においては中・下流階層の功利の原理が、それぞれ支配的な原理として前面に出、ある意味ではその度合が、当該社会、国家の野蛮度、文明度を決定するといえる。そして、スミスの中心問題は、そのうち、まさに、功利の原理が全面的に権威の原理の前面に出るような文明社会、そこにおける社会と国家とのあるべき姿如何ということであった<sup>15)</sup>。スミスにおいては、文明社会の間人は、市民政府⇨国家設立以前の社会状態の中で、資本家、地主、労働者の差別なくすべてある程度商人であり、自由・平等の自然権 natural right を享有している。すなわち人間の政治的解放状態であり、国家的普遍性がそれを認める。つまり国家と市民社会とははっきり分離しているのである。未だ国家と市民社会とが分離しなかった「野蛮時代の貧困、そこにおける富裕のおそい原因として、『圧政的で無分別な統治』『統治の圧

制と失敗』をあげるスミスは、『国家を最低度の野蛮より最高度の富裕に導くためには、平和と低い租税とある程度の正義以外には何ら必要なものはない。他の一切のものは、ことがらの自然的行路によつてもたらされる。この自然的行路を妨げ、これを強いて他の遍路に往かしめ、またはある特定の点において社会の進歩を阻止しようとする一切の政治は、不自然なものであつて、己れ自身を支持せんがために必ず抑圧的圧倒的とならざるを余儀なくされる』といつた。すなわち、『よく統治された国家』における『自然的正義の諸規則』、この『自然法学の体系』が一般的富裕の必要条件なのである<sup>16)</sup>。この功利の原理に基き一般的富裕を可能ならしめる「平和と低い租税とある程度の正義」の国家が、スミスの所謂夜警国家、チープ・ガバンメントの国家なのだ。

「それは市民社会の内部には立入らず、ただその外部から内部の自由と正義を保障するだけでよしとされる。スミスによれば、主権者が絶対にしてはならぬこと、彼がそれから完全に解放されている唯一の義務は、『私人たち private people の勤労を監督する義務、およびそれを社会の利益にもっとも適した業務にふりむける義務』ということになる。それこそは市民社会の私人たちの自由と完全にまかせねばならぬ。『各人は、かれが正義の諸法をじゅうりんしないかぎり、かれ自身の利益をかれ自身のやり方で追求するままに、完全な自由にゆだねられ、かれの勤労と資本を他のどんな人または人々の階級と競争させることも、完全な自由にゆだねられる』。経済活動における完全な自由競争の保障こそは、各人に各人の分業労働の成果たる神聖不可侵な財産の享受を可能にするものであり、社

会と国家の一般的富裕、繁栄をもたらすもの」とスミスは説く。積極国家ならぬ消極国家の勧めであり、カントの「ア・プリオリの法治国」と同種である。だがスミスにはもう一つカントにおける「ア・ポステリオリの権力国家、階級国家面のあることも軽んじられてはならない」<sup>118</sup>。「従来スミス国家論といえ、私有財産の不平等に基づく權威の原理による国家の発生という、階級国家的側面が強調されるばあいには、最も肝心の文明社会における功利の原理による共通利益、一般利益の超階級の国家の側面が無視され、近代の自由放任主義、夜警国家という市民国家・消極国家面がクローズアップされるばあいには、もう一つの積極国家面、ナショナリズムの側面、階級国家面が見落されるか、いはば例外的とされてきた。ともかくいづれか一方のみが不当に拡大され、それで全体がつくされるとする誤った傾向か、さもなければ両者の混乱した折衷論に陥ってしまったのである」<sup>119</sup>。「このうちスミス国家論の特色、そのショーウインドウは、いうまでもなくその正義の国家、消極国家面にある。そこでは、国家の主権性を最小にし、私的市民の基本的な人権性を最大限に保証する、国家からの自由の重点をおいた自由主義国家体制が提案され、階級的対立は背後に退いている。主権者に残されたものは軍隊と裁判、この二つだけである。自由を守るべき主権が人権を侵す時は、人民には抵抗権が認められる。この体制が最下層の労働者をも含む一般的富裕を可能ならしめるというのである。スミスは、このショーウインドウを国家の前面に美しく飾ろうとする。けれども、その背後には、国家の基本構造と資本家階級の利害を労働者階級の革命性から擁護する階級国家、積極国家の側面が控えて

いるのであって、こちらは、労働者と労働者に対する革命的な煽動者の一切の傾向を監視し、抑止し、懐柔しようとする。そのためには市民社会の内部にまで様々に関与してくる。ここでは、自由・人権よりは国家の主権が重視されるのである。かくて、近代国家における主権と人権、権力と自由、法と権利との矛盾のうち、ショーウインドウでは人権、自由、権利が美しく飾られるが、その背後には主権、権力、法が厳然と存在しているのであって、消極国家と積極国家との双方をあわせたスミス国家論の全体系においては、国家主権と自由人権との関係は、そう常に人権にのみ有利とは限らなくなる。つまり、一方が前面に出る時は他方は無くなるのではなく、ただ背後に退いているだけであり、その時々々の政治状況に応じてこの両者の関係は複雑に変動する。右から左、左から右への、いわゆるハト派とタカ派の眩惑的なシーソー・ゲームといっている。これがスミスによってえがかれた典型的な近代ブルジョア自由主義国家の姿である」<sup>120</sup>。かくてスミスは、以上廣松の云う如き一面的にスタウスの理論家と決めつけることは出来ず、前述もしたがむしろ、キヴィタス系の理論家である。私見によれば、そこには自由人権の消極国家と国家主権による積極国家との二重性が見られ、それはいわば近代における国家と市民社会の分離・二重性の、一八世紀イギリスのスミスの把握であったのである。一七世紀のホッブズにも主権と国民の保護との齟齬は見られるものの、未だプリミティヴな形であって、スミスほど明瞭ではなかった。廣松の所論とは反対に、ホッブズでは主権国家の面が、スミスでは自由人権国家面が大映しにされているのである。しかも両者ともに廣松の所謂スタトウスとキ

ヴィタスの両面を有して、決して一方だけではない。それにしても、国家と市民社会の分離・二重性の把握をあれほどブルジョア・イデオロギーだと難じ、それに犯される愚を極力戒めた廣松が、上述の近代国家理論の史的考察に際した中で、その件についての理論的実証を曲りなりにもせよならん示し得なかつた一事を、我々はなんと解すべきであろうか。

学史的把握についてはそのくらいにして、次に国家の原理的理解に移ろう。廣松は、「私はキヴィタス、スタトスというのは、マルクスまでの概念を整理するために使っているのであって、私自身として積極的にとるわけではありません<sup>121</sup>」と断つてはいる。しかしそうはいっても、マルクスやエンゲルスの所説と廣松自身のそれを見分けるのはなかなか難しい。これはしかし想えば廣松のみならず私もそうだったがマルクス主義者ないしマルクス信奉者に広く一般に認められる性癖と云えよう。先ず自戒をこめて述べておく。廣松は、「両規定を弁証法的に止揚統一する地平を拓いたところに、マルクス主義国家論の特質があるように思われる」<sup>122</sup>「彼ら（マルクスとエンゲル―柴田）がこれら二系譜の国家観念をいかに止揚統一しているか<sup>123</sup>」と書く。スタトウスとキヴィタスとの対立を止揚したのがマルクス主義の国家論というのだがはたして可能であろうか。マルクスとエンゲルスの遺稿『ドイツ・イデオロギー』は国家論を主に扱っていないが、廣松はその中の『第一篇 フォイエルバッハ 唯物論的な観方と観念論的な観方との対立』にある国家論関係の所論を中心として、そこに「散在する当該の所説を総合的に再構成することが必要<sup>124</sup>」として、次の四項目を指摘する。すなわち、

「私の看るところ、それは次の四箇條に整理できます。

- 一 幻想的な共同体としての国家という規定
- 二 市民社会の総括としての国家という規定
- 三 支配階級に属する諸個人の共同体としての国家という規定
- 四 支配階級の支配機関としての国家という規定

——以上の四項目であります。

これらの規定は、同格的に並べるわけにはいかないのであるかと思われませんが、ともあれ一見したところ必ずしも調和的ではない。そういう一見不協和な諸提題をどういう統一的なパースペクティブのもとに把握するか、これが案件となる所以であります。

私どもとしては、当の諸規定がどのような文脈のなかで定立されているか、このことを勘案しつつまずは当の提題そのものの合意を明確につかむ作業から始めるべきでありましょう。そのうえで、統一的把握という第二段階の作業に進むことができるものと予期いたします<sup>125</sup>。と。そして第一段階での哲学者らしい複雑な論述を経て第二段階で結局、この四項目は、一見不調和ではあるけれども、そこにおける「擬制的共同体としての国家」という論点と階級的支配機関としての国家という論点とのあいだには、内容上の不協和はないと申せるでありましょう<sup>126</sup>と結論づけている。はつきりとは分らないが察するにまたそれがキビタスとスタトウスとの止揚、統一ということだとするのであろう。だが廣松は最終的に、このキヴィタスとスタトウスとの両側面のうち、なによりもスタトウスの面を主要なものとしてクローズ・アップしている。すなわち「われわれは、国家をstatesという意味での狭義の統治機構だけに物神化してし

まうフェティシズムを斥けると同時に、civitasとしての国家という“幻想的共同体”の普遍的・共同的意志の発現機構という建て前で現われるところのものが——上述の特殊利害と共同利害の弁証法によって——まさしく支配階級の執行委員会、階級的支配の機関として存立することを対自的にとらえかえず<sup>127</sup>。という。これは、国家を直接的にスタトウスとして把握するのを口では斥けながらも、しかし実際は、国家とは幻想的共同体というキヴィタスの皮をかぶった「支配階級の執行委員会、階級支配の機関」つまりスタトウスである、とする廣松本来の認識が露呈しているものと私は見る。結局、前記四項目はすべて国家の第四規定「支配階級の支配機関という規定」に還元されてしまうのである。これで端緒から結論へ、結論から端緒へとという往復運動が終ることとなる。しかしこれは両規定の弁証法的止揚ではない。両規定の二重性が無いのである。

最後に幻想的共同体 Illusorische Gemeinschaft について付言しておきたい。廣松の文献考証によれば、幻想的共同体という発想は、もともとマルクスにあってエンゲルスにはなかったらしい。曰く、「さしあたり幻想的という論点に関してはおそらくマルクスのイニシヤチーヴのもとに、ということになります<sup>128</sup>」と。『ドイツ・イデオロギー』全体が主にエンゲルスのイニシヤチーヴの下で書かれたのを思えば、このことは注目に値する。ただし問題はその“幻想的”なることの意味である。勿論それは人の求める真実の共同体への反対論ではある。しかし同時に、国家は支配階級にとっては真実の共同体であって、被支配的階級にとっては幻想的共同体だとする見解が『ド・イデ』にはある。すなわち、「共同社会において初めて、

人格的自由が可能になる。従来の（見掛け上の）共同社会の代用物——国家その他——においては、人格的自由は、支配階級の諸関係の中で育成された諸個人にとってしか、しかも彼らが支配階級の個人でいられた間しか、実存しなかった。これまで諸個人がそこへと結合した見掛け上の共同社会は、一階級が他階級に対抗して結合したものであったので、被支配階級にとってはまったく幻想的な共同社会（でしかなかった）であつたばかりか、新たな桎梏でもあつた。」（廣松涉編訳小林昌人補訳『ドイツ・イデオロギー』岩波文庫二〇〇二年、一七五頁）。だがそれは、国家Ⅱ支配階級の機関也とする発想そのものである。以前私も全く同じことを書いていた。「国家は一階級の他階級に対する結合であるから、支配階級に属する諸個人にとっては人格的自由は可能であつた。が、被支配階級の人間にとっては、それは全くの幻想的共同体であり、桎梏でしかない」と（拙著『マルクス国家論入門』一九七三年、六六頁）。今にして思えばそうではなく、国家Ⅱ幻想的共同体という極めてすぐれた発想は、特定の一部分、被支配級にのみかかるのではなく、支配階級をも含む国家全体に即するものと考ええる。ただし、“幻想的”とは、「非現実的な事を、夢でも見ているように思い浮かべること」（新明解国語辞典 第四版 三省堂 三八八頁）と辞書にもあるように、社会科学的概念というよりいわば文学的表現である。従つて我々はこれを社会科学的に把握し直さねばならない。一言にしてそれは、国家的普遍性と階級的特殊性との二重性、その矛盾の統一の謂であり、それが真実ならざる幻想性の根柢なのだ。そしてそれはやはり近代における国家と市民社会との二重構造から発する近代特有のもので

ある。吉本隆明は、廣松の国家論をレーニン式の階級支配機関論だとその一面性を弱点として正しく指摘しているが、同時に吉本自身国家の普遍性と階級性の問題についての把握は不明と思われる。廣松も吉本も、国家の普遍性と特殊性(階級性)との二重性の把握には遠いといわねばならない。これらについて詳しくは、第三節 国家と市民社会の弁証法の中で扱う。

もう一つ、廣松はまた国家を、「運命共同体<sup>30)</sup>」といささか古風な表現を用いて驚ろかせる。なるほど私は例えば大熊信行の次の名言章を忘れることは出来ぬ。「わたしが国家を見るに際しては、まずもって現に経験されたものとして、それを見る。現実の経験を越えて、なにか本質的なもの、理念的なものを、自己の「信念」として残すことをゆるさない。人間の理想には、国家を超越したものがある。しかも現実には、人間が直接に奉仕献身すべきものは、国家以外にはない。キリスト教国の人々にとっては、事情はおなじでないかもしれない。が、われわれ日本人にとっては、そのような拘束が生ける者の運命だった。人間はどこかの国に属し、しかも一定の国に属しているということは、自分の自由意志の結果ではない。少くともわれわれが、日本の国民であるということは、われわれの意志から独立した事実である。人間は、みずからの人間としての存在を自覚するやいなや、その存在の仕方の運命的であることを発見しないわけにいかない。ここに日本の武力行動に対して、徹底的に反対だった日本人があるとす。その人間は捕縛され、投獄されたとする。もしくはその思想を秘めていたために、事なきをえたとする。しかし戦争の災禍は、決してこれらの人間を、除外して通り去るの

ではない。敗戦にともなう国民的負担の重圧が、その肩にだけはかからないのではない。国家という社会集団のなかに生まれ、そしてそのなかに生きることは、決定的に運命的である。人々が連帯感をもつか、どうかはともかくとして、まさに連帯の責任において、現実にも束縛されているのが、国民である。国家とはそもそも何であるのか。われわれがこの絶対的な運命からまぬかれようとすることは、善であるのか、不善であるのか。

われわれの最も善良な意志は、これまで国家とか祖国とかいう言葉で、何を考えようとしていたであろうか。国家という観念の枠のなかに、国家ではないところの諸要素を、たとえば国家が減びてもなお減びることのない、生活的な、社会的な自然的な諸要素を、ふくめてはいなかっただろうか。われわれがほんとうに思考の自由をえているのなら、終戦このかた、天皇制の存廃というような一問題に、踟躇しておられたわけのものではない。大敗戦そのものただなかで、最初に自問自答すべきことは、『国家とはなにか』ということであり、戦争行為の単位としての国家というものの実体はなにか、という一問こそ、われわれ日本人にとって、抑えることのできないものでなければならぬはずだ。もしも哲学が、現実から離れてよいものでなく、現実そのものを、無制限に根本的な仕方ですむというのならば、この問題が、その精神に触れないで『国家悪』論創社一九八一年、五一―五二頁)。あの戦争中我々大多数の日本人は大人も子供も旗を振って出征兵士を戦地に送った。また私は、未だ春秋に富む若き身を特攻として死地に追いやられた幾



多の若人達（私の旧制中学の親友もその一人）の心情を切に想う。その意味では国家は確かに運命共同体的ではあろう。だが運命共同体などという概念化からは、国家を止揚するという方向性は出て来まい。丸山眞男の宿命とほゞ同じである。もとより本来廣松は国家をすべて運命共同体と考えているのではなく、暴力革命による打倒の対象としての支配階級の支配機関として認識しているのではある。しかしそうなら、マルクス主義者として運命共同体などという用語は不適當ではあるまいか。たとえ彼が、国家の幻想性が「一定の共同性に客観的基礎をもつもの」<sup>(13)</sup>と考えているとはいえ。それとも廣松にとって国家の普遍性すなわち彼の所謂キヴィタスは、運命共同体という重い表現を用いねばならぬほど重大な意味を有するものだったのか。もし然りとするならば彼はその重さに相当するに足だけの十分な国家理論を提供すべきであった。しかしそれは上述の廣松の国家観からは望み得べくもない。

〔註〕

- (1) 廣松渉『今こそマルクスを読み返す』（講談社現代新書、二〇〇六年、一六七頁）。
- (2) 廣松渉『唯物史観の原像』（三一新書、一九八八年、一四八頁）。
- (3) 拙著『マルクス国家論入門』（現代評論社、一九七三年、七一頁）。
- (4) 熊野純彦『戦後思想の一面面―哲学者廣松渉の軌跡』（ナカニシヤ出版、二〇〇四年、一二六頁）。
- (5) 津田道夫・廣松渉・竹内芳郎「近代政治思想とマルクスの国家論」『国家論研究』no.9、一九七五年、論創社、八八頁。
- (7) 廣松渉・津田道夫・柴田高好「マルクス国家論の根本問題」『国

- (9) 家論研究』no.19、一九八〇年、論創社、一頁。
- (10) 山本耕一「廣松渉とマルクス主義国家論の新地平」『廣松渉を読む』情況出版社、一九九六年、四二頁。

かかる過褒のうらには前提条件がある。すなわち山本は云う。「このような評価は、いうまでもなく、マルクスおよび廣松の両者のいづれについても極端な誤読がおこなわれなことを前提条件にしている」（前掲、同頁）と。しかし、その所謂「極端な誤読」であるかどうかを判定するのは一体誰であろうか。廣松自身はどのような「前提条件」を付することを良しとしたのだろうか。万人の自由な理解、解釈にまかすべきなのだ。論者がそれを誤読だと批判するのは全く自由である。だが、一般にそのような「前提条件」は不要であり、むしろ、廣松の理解にとつても有害ではないだろうか。

- (11) 廣松『マルクス主義の理路』（勁草書房、一九七四年、二一六頁）。
- (12) 全 二一三頁。
- (13) 全 二一七頁。
- (14) 廣松『唯物史観と国家論』（論創社、一九八二年、二二二頁）。
- (15) 廣松、前掲『マルクス主義の理路』二〇七頁。
- (16) 全 二一三頁。
- (17) 全 一六三頁。
- (18) 廣松『マルクス根本思想は何であったか』（情況出版、一九九四年、一六三頁）。
- (19) 全 一六四頁。
- (20) 拙著『近代自然性国家理論の系譜』（論争社、一九八六年、一九三頁）。カントの国家論全体については、全上拙書「第IV部カントの国家論」（二三五―二〇二頁）の参照をねがう。
- (21) 全 一五四頁。
- (22) 全 一五七頁。
- (23) 全 一六八頁。
- (24) 全 一六八頁。

- (25) 全 一七三—一七四頁。  
 (26) 『丸山眞男集』第六卷、一〇一頁。  
 (27) 全 一〇二頁。  
 (28) 丸山のこのプラズマチズム的な機能主義的把握に学びつつも、そうではなく、権力の実体性と関係性の二重性、弁証法性を私は説いた（拙著『マルクス主義政治学序説』二八三頁参照）。
- (29) 廣松、前掲『マルクス主義の理路』二二—二二二頁。  
 (30) 全 二二—二二三頁。  
 (31) 廣松『唯物史観の原像』（三二新書、一五〇頁）。
- (32) 廣松、前掲『唯物史観の国家論』（二二二頁）。
- (33) 『新明解国語辞典 第四版』（三省堂、一九九七年、二〇四頁）。
- (34) 拙著『マルクス国家論入門』（現代評論社、一九七三年、一一六頁）。
- (35) 廣松、前掲『唯物史観の原像』一〇六頁。
- (36) 廣松『世界の共同主観的存在構造』（講談社学術文庫、二〇〇四年、一九三頁）。
- (37) 廣松「マルクスの視力—『ルソー・ノート』に寄せて」（情況出版社『新・廣松涉と読む』二〇〇〇年、八頁）。
- (38) 拙著、前掲『マルクス国家論入門』五七頁。
- (39) 廣松、前掲『マルクスの視力』二三頁。  
 (40) 全 三六—三七頁。  
 (41) 全 二四頁。
- (42) ただし本文で前述したのだが、ここでも廣松は、二重化と二元化とを同じ意味で用いている。「公民と市民とへの二元化という矛盾性」（全 三一—三二頁）『政治的解放』は「公民」と「市民」との二元化を実現するものであること、この二元化の止揚たる『人間の解放』（全 三一頁）と。
- (43) 全 三六頁。
- (44) 廣松『マルクス主義の成立過程』（至誠堂、一九七一年、八一頁）。  
 (45) 全 一〇八頁。  
 (46) 全 九五頁。  
 (47) 全 九八頁。  
 (48) 廣松『エンゲルス論』（盛田書店、一九七〇年、二四三頁）。  
 (49) 全 二四四頁。  
 (50) 全 二六二—二六三頁。  
 (51) 廣松、前掲『マルクス主義の成立過程』一〇二頁。  
 (52) 註（5）（6）にある「国家論研究」noteでの津田・廣松・柴田三人の対談の中で、柴田が「残念なことに、廣松さんはエンゲルス主義に傾かれています」（二三三頁）と云ったのに、廣松が「思いがけないほどの誤解があるようで、一つ言わせていただきますと、私のエンゲルス主義説というのは『ドイツ・イデオロギー』に関する話であって、——幾つかの方面で初期におけるエンゲルスの先導ということとは別にありますが、それは思想形成の初期的過程での話しであり——いわゆるマルクス主義の思想全体についてのことじゃありません」と反論している（全三三頁）。柴田も「わかりました。それをはつきりしておきたいと思えます」（全）と応じている。マルクス主義全体は、マルクスの『資本論』なしには語りえず、存立もしないことに疑を抱く者は一人としていない。その『資本論』の根底にあるところの唯物史観そのものについて廣松はエンゲルスの主導・先行を力説しているのは明白であろう。なるほど、それは思想形成の初期に属するには違いない。しかし、廣松自身げんに後期マルクスのいわゆる唯物史観公式が「ほぼ完全な形でエンゲルスの『Text』のうちに現われている」と述べているのだ（註（51）参照）。吉本隆明は、「これは僕のカンなのですが、廣松さんの考え方にはエンゲルスの影響がとても強いのではないか、マルクス的というよりもエンゲルス

的なのではないかと思ってしまうのです。……廣松さんはエンゲルスの影響をととも受けているところが弱点ではないでしょうか」（吉本隆明「廣松渉の国家論・唯物史観」情況出版『廣松渉を読む』一九八六年、六〇―六一頁）と云っている。ある論者は廣松をエンゲルス主義者とすら呼んでいる。（阿部久「物象化論の地平とは」（片桐悠編『廣松渉の国家論』こけし書房、一九九三年、四〇頁）。ちなみに廣松の母堂「禮子は戦前いわゆる『エンゲルス・ガール』であった」（熊野純彦、前掲『戦後思想の一断面』一九頁）といわれるが、これと廣松のエンゲルス寄りとかかわりは不明である。

(53) 前掲、拙著『マルクス国家論入門』五七―五九頁。

(54) 廣松、前掲『エンゲルス論』三〇―三二頁。

(55) "Indeed, Engels appears to have considered the early writings to be of rather limited significans. Even where their content was of some interest, he maintained that the 'semi-Hegelian language' of works from this period was 'untranslatable' and even in the original German — had lost 'the greater part of its meaning'. He resisted proposals for a French translation of the 'Kritik : Einleitung', and dismissed the language of the 'Briefwechsel von 1853' as incomprehensible." (Dsviid Leopold: The Young Karl Marx. Cambridge U. P. 2007 P. 3)

ちなみに著者のレオポルドは、現在イギリスのオックスフォード大学で政治理論を教授しているが、本書の終りで次のように云っている。

「私は、全体としてマルクスにのめり込んだり、反対にマルクスを頭から拒否したりしない、新しいジェネレーションの読者に語りかける。この本は、現代市民社会の中の個々人の運命、近代政治生活の諸業績と失敗および未だ実現されてはいないものの人類の繁栄、

これらについての若きマルクスによる諸々の議論は洞察力と啓発に充ち充ちているという、私の確信に基いている。初期マルクスの作品は、現代の読者達に関連する一連の重要で複雑な論点にたずさわる強く想像力のある知性に、刺激的で非凡な眺望を与える。もし我々がその初期作品にオープンで批判的なアプローチをするならば、そこから学ぶであろう無数の道があるのだ」(ibid. p. 297)と。まことに同感という外はない。

(56) 註(7)(8)に前掲の『国家論研究』no.19、論創社、五五頁。

(57) 廣松、前掲『唯物史観と国家論』二二七頁。

(58) 廣松、前掲『マルクスの根本思想は何であったか』四三頁。

(60) 全 四三―四四頁。

(61) 全 四―一頁。

(62) とりあえず、拙著、前掲『マルクス国家論入門』一一四―一二〇頁

参照。

(63) 全 一一九―一二〇頁。

(64) 廣松、前掲『マルクスの根本思想は何であったか』五一頁。

(65) 廣松、前掲『唯物史観と国家論』二二二頁。

(66) 全 二一七頁。

(67) 前掲『国家論研究』no.19、論創社、五五頁。

(68) 廣松、前掲『唯物史観と国家論』二二二頁。

(69) 前掲『国家論研究』no.19、三三四頁、「国家論研究」no.6九〇頁。

(70) 廣松、前掲『エンゲルス論』二四六頁。

(71) 全 二四七頁。二四八頁。

(72) 全 二五六頁。

(73) 廣松、前掲、註(37)の「マルクスの視力―『ルソー・ノート』に

寄せて」八頁。

(74) 廣松、前掲『エンゲルス論』二四七頁。

- (75) 廣松、前掲『唯物史観と国家論』二二八頁。  
 (76) 全 一二九頁。  
 (77) 廣松、前掲『今こそマルクスを読み返す』(講談社現代新書、一三四頁)。  
 (78) 廣松、前掲『今こそマルクスを読み返す』(講談社現代新書、一三四頁)。  
 (79) 廣松、前掲『マルクス主義の理路』二一五頁。  
 (80) エンゲルス「権威について」(『マルクス・エンゲルス全集』18、大月書店、一九七一年、三〇四頁)。  
 (81) Lasswell & Kaplan, *Power and Society*, 一三三頁。  
 (82) D. Easton: *The Perception of Authority and Political Change* (C. J. Friedrich (ed.) *Authority*)  
 同一八〇—一八一頁。  
 (83) T. D. Weldon, *The Vocabulary of Politics*, 五六頁。  
 (84) 拙著『マルクス主義政治学序説』二八六—二八七頁。  
 (85) エンゲルス、前掲「権威について」三〇二頁。  
 (86) 全 三〇五頁。  
 (87) 詳細は、前掲、拙著『マルクス主義政治学序説』三〇九頁以下、殊に三二一—三二四頁参照。  
 (88) 全 三二三頁。  
 (89) 廣松、前掲『今こそマルクスを読み返す』一三四—一三五頁。同様の叙述は廣松、前掲『物象化論の構図』一四七—一四八頁にもある。  
 (90) 拙著、前掲『マルクス国家論入門』一二一—一二二頁。  
 (91) 全 一二四頁。  
 (92) 廣松、前掲『今こそマルクスを読み返す』一六八—一六九頁。  
 (93) 廣松、前掲『唯物史観と国家論』二二九頁。  
 (94) 廣松、前掲『今こそマルクスを読み返す』四八頁。  
 (95) 廣松、前掲『唯物史観と国家論』二二八頁。  
 (96) 廣松『今こそマルクスを読み返す』四八—四九頁。  
 (97) 拙著、前掲『マルクス国家論入門』二〇四—二〇五頁。  
 (98) 廣松、前掲『唯物史観と国家論』二二八頁。  
 (99) 全 一三七頁。  
 (100) 拙稿「国家と市民社会(1)」(『東京経大会誌』第一七七号、一二二六頁)。  
 (101) 全 二二三—二二四頁。  
 (102) 廣松、前掲『唯物史観と国家論』一六四—一六五頁。  
 (103) 全 一四〇—一四一頁。  
 (104) 全 一五〇—一五一頁。  
 (105) 全 一四〇—一四一頁。  
 (106) 全 一四三頁。  
 (107) 全 一五二頁。  
 (108) 全 一五二頁。  
 (109) とりあえず拙著『近代自然性国家理論の系譜』八三—一三四頁の「第Ⅲ部スミスの国家論」(論創社)参照。  
 (110) 全 九二頁。  
 (111) 全 九三頁。  
 (112) 全 九九—一〇〇頁。  
 (113) 全 一〇〇頁。  
 (114) 全 一〇一—一〇二頁。  
 (115) 全 一〇二—一〇三頁。  
 (116) 全 一一五頁。  
 (117) 全 一一九—一二五頁にくわしい説明あり。  
 (118) 全 一二八頁。  
 (119) 全 一二八—一二九頁。  
 (120) 前掲『国家論研究』2019五六頁。  
 (121) 廣松、前掲『唯物史観の原像』一三七頁。  
 (122) 廣松、前掲『唯物史観と国家論』一三二頁。  
 (123) 廣松、前掲『唯物史観と国家論』一三二頁。

- (124) 全 二頁。  
 (125) 全 四頁。  
 (126) 全 三〇―三一頁。  
 (127) 廣松、前掲『唯物史観の原像』一四八頁。  
 (128) 廣松、前掲『唯物史観と国家論』六頁。  
 (129) 前掲、吉本隆明「廣松渉の国家論と唯物史観」五六―五七頁。  
 (130) 廣松『存在と意味』第二卷、(廣松渉著作集第十六卷、三八三―三八四頁)。  
 (131) 廣松『存在と意味』第二卷、(廣松渉著作集第十六卷、三八三―三八四頁)。